



第3次

豊中市環境基本計画 (改定)

環境のまち・豊中
～未来を見すえ 地域みんなで創ろう～



令和5年(2023年)3月

豊中市

はじめに

本市では、平成7年（1995年）に制定した「豊中市環境基本条例」に基づき、平成11年（1999年）に「豊中市環境基本計画」を策定し、地球環境を守る市民・事業者・行政の行動計画「豊中アジェンダ21」とともに、市民・事業者・行政等の協働とパートナーシップのもと、環境の保全および創造に関するさまざまな施策を展開してきました。

この基本計画は、環境をめぐる状況の変化にあわせて、より実効性の高い施策を推進するため、これまでに3次にわたって見直しを行ってきました。

環境を取り巻く近年の動きとしましては、令和32年（2050年）までにカーボンニュートラル達成についての世界的な動きに対し、本市でも令和32年度（2050年度）までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを新たな目標として掲げています。また、食品ロスなどの課題にも新たな目標を掲げ、取組みを進めています。

このような背景を踏まえて今回、「第3次豊中市環境基本計画」を策定した平成30年（2018年）以降の変化や課題に対応し、取組みを推進していくために、中間見直しを行いました。

引き続き、環境分野における各個別計画を総合的に推進することに加え、健康、福祉や教育分野など環境以外の分野との連携を図りながら、持続可能な社会の実現に向けて、総合的・計画的に施策を推進します。

さらには、望ましい環境都市像として「環境のまち・豊中 ～未来を見すえ 地域のみんなで創ろう～」を掲げ、より良い環境を未来に伝えるために、「第3次豊中アジェンダ21」と両輪のような関係で、市民・事業者・行政等の協働とパートナーシップにより、地球規模の環境問題に地域から取り組みます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、豊中市環境審議会で熱心にご審議いただき答申いただきましたこと、また、市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

令和5年（2023年）3月

豊中市

目 次

序章 将来のまちのすがた	1
第1章 第3次豊中市環境基本計画とは	5
1.1 計画策定・改定の趣旨	6
1.2 計画の役割と位置付け	8
1.3 計画の期間	10
1.4 計画の対象地域	10
1.5 計画の全体構成	11
第2章 計画の背景	13
2.1 今日の環境を取り巻く社会の状況	14
2.2 豊中市の環境の現状と課題	18
2.3 各環境分野におけるこれまでの取り組みと課題	21
第3章 望ましい環境都市像・環境目標	33
第4章 目標達成のために取り組むこと	37
4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり	39
4.2 持続可能な脱炭素社会づくり	44
4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり	49
4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり	52
4.5 安全で快適な都市環境づくり	57
第5章 計画の推進方策	61
5.1 連携と役割分担	62
5.2 組織体制	63
5.3 計画の具体的な推進方策	64
資料編	65
1. 豊中市について	66
2. 環境関係法令一覧	79
3. 豊中市環境基本計画策定の流れ	80
4. 第3次豊中市環境基本計画中間見直しの経過	81
5. 諮問	83
6. 答申	84
7. 用語解説	85

序章 将来のまちのすがた

序章 将来のまちのすがた

ここで示す『将来のまちのすがた』のイメージは、「市民ワークショップ」や「子ども(次世代)ワークショップ」で出された意見を踏まえて、「第3次豊中アジェンダ21」の策定委員会でとりまとめられた「望ましい環境都市像」をもとにしています。

市民参加・協働

地域の環境活動に市民・事業者が参加し、行政とともに協働で取り組むまち

まちづくり

地域活動が活発で、地域の特徴に応じたまちづくりができるまち



人にやさしい

多様な世代が地域の中でつながり、安全・安心に住み続けやすいまち

環境学習・環境教育

みんなが環境についてともに学び、行動に取り組むまち



省資源・循環型社会

ごみになるものを減らし、資源として循環することができるまち



食・農

地産地消で広がる活き活き農業と、「とよっぴー」を紡いで食育が実感できるまち



音・水・大気

騒音や有害な化学物質のない、きれいな水や空気があるまち



地球環境

地球温暖化を今よりも進めないため、自分にできることから取り組みまち



エネルギー

くらしの中で省エネルギーを意識し、みんなで自然エネルギーの導入に取り組めるまち



交通

歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち



自然との共生

多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち



歴史・文化

身近なところで、育んできた歴史・文化・景観を感じられるまち



第 1 章 第 3 次豊中市環境基本計画とは

- 1.1 計画策定・改定の趣旨
- 1.2 計画の役割と位置付け
- 1.3 計画の期間
- 1.4 計画の対象地域
- 1.5 計画の全体構成

第 1 章 第 3 次豊中市環境基本計画とは

1.1 計画策定・改定の趣旨

本市では、平成 7 年（1995 年）10 月に「豊中市環境基本条例」を制定し、この理念に基づき、平成 11 年（1999 年）3 月に「豊中市環境基本計画」を、平成 23 年（2011 年）2 月に「第 2 次豊中市環境基本計画」を、平成 30 年（2018 年）3 月には「第 3 次豊中市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関するさまざまな施策を展開してきました。

また、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ 21」は、市内約 140 の市民・事業者・行政等の団体から組織される「とよなか市民環境会議」によって策定され、行政計画である「豊中市環境基本計画」と“望ましい環境都市像”“基本姿勢”“環境目標”を共有するなど、豊中市の環境都市像の実現をめざす車の両輪のような関係で進めています。

「第 3 次豊中市環境基本計画」策定以後、国際社会の状況も変化しています。平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」では、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されています。この考えのもと、国において、「SDGs 未来都市」の選定などにより、自治体における積極的な取組みを推進しています。

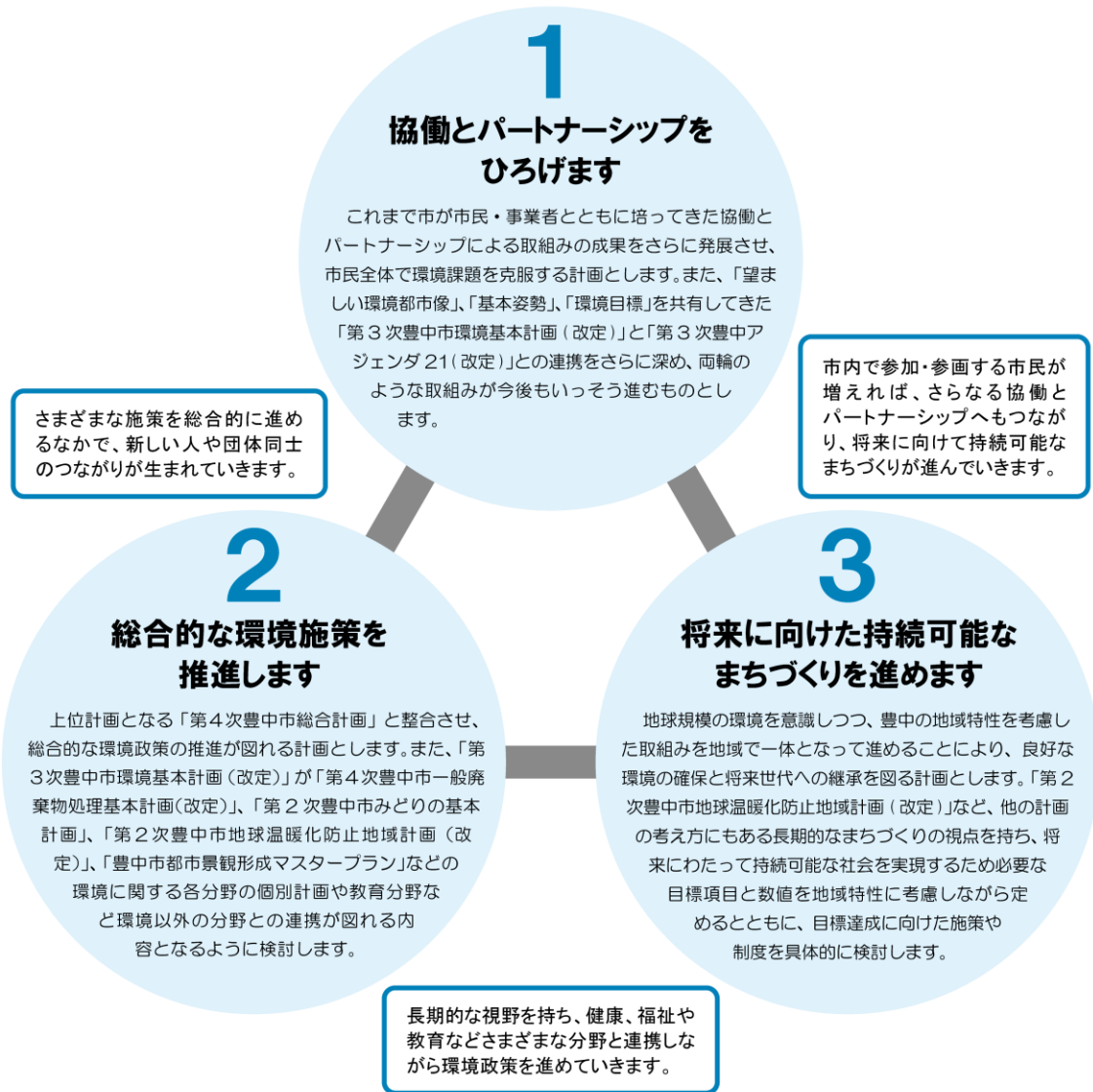
また、地球温暖化の深刻化を背景に、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざす動きが日本を含め世界で広がり、脱炭素社会の実現に向けて取組みが加速しています。豊中市では、吹田市と共同で令和 3 年（2021 年）2 月に気候非常事態共同宣言を行い、地球温暖化対策を広域的に進めることで持続可能な社会を未来へつなぎ、令和 32 年度（2050 年度）までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組むことを掲げ、令和 4 年（2022 年）3 月に「第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画」を改定しました。

そのほか、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和 4 年（2022 年）4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、循環型社会の実現に向けた新たな取組みが制度化されたことや、新型コロナウイルス感染症の拡大により市民のライフスタイルやビジネススタイルも大きく変化しています。

以上のような、環境の変化、環境を取り巻く情勢の変化をふまえ、新たな課題に対応すべく、環境に関わる諸施策の取組みの指針としての「第 3 次豊中市環境基本計画」を改定することとします。

計画の基本方針

これまでの成果をふまえ取組みをさらに進めていくために、以下の3つを基本方針とします。
3つの基本方針は、図のように相互に関連して計画を進めます。



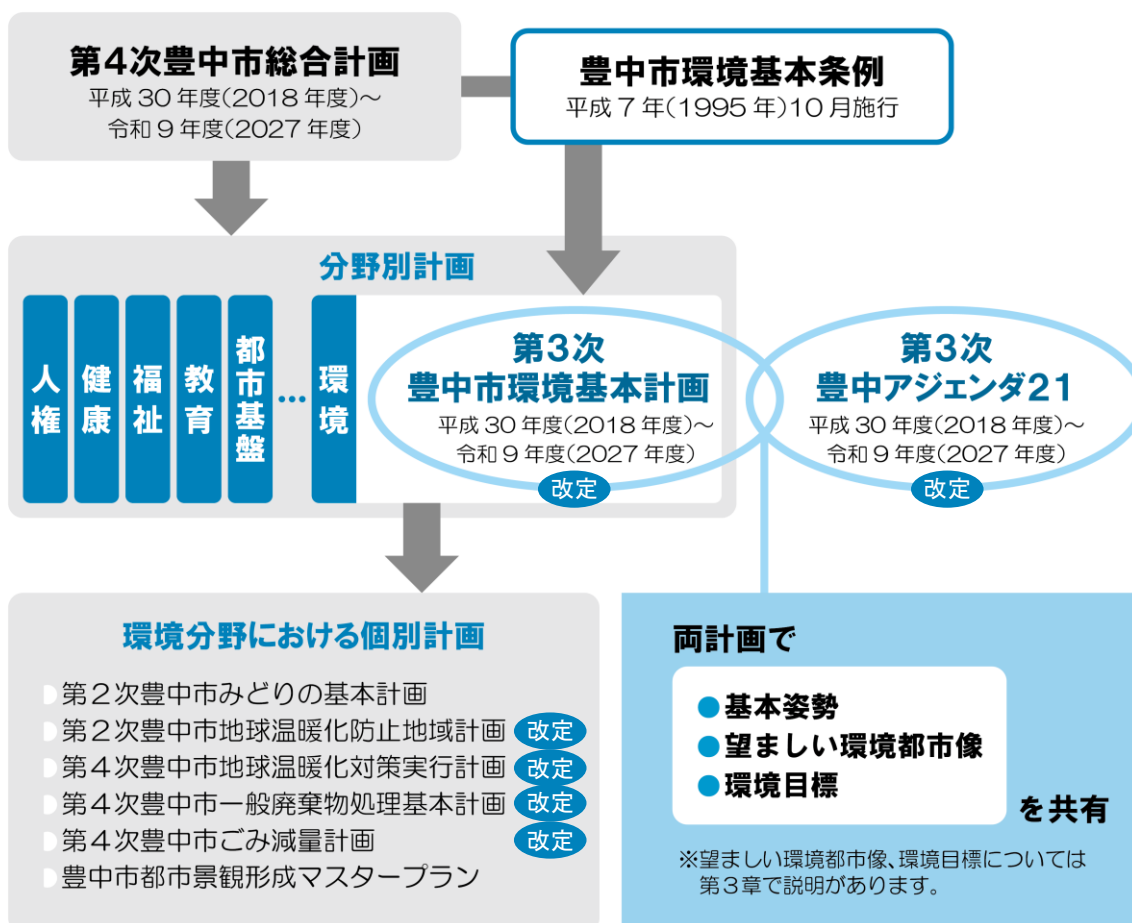
1.2 計画の役割と位置付け

① 計画の役割

本計画は、平成 7 年（1995 年）10 月に制定した「豊中市環境基本条例」に掲げる 4 つの基本理念と 6 つの基本政策に沿った持続発展可能な社会を実現するため、同条例第 8 条の規定に基づき、「環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱と、その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めたものです。

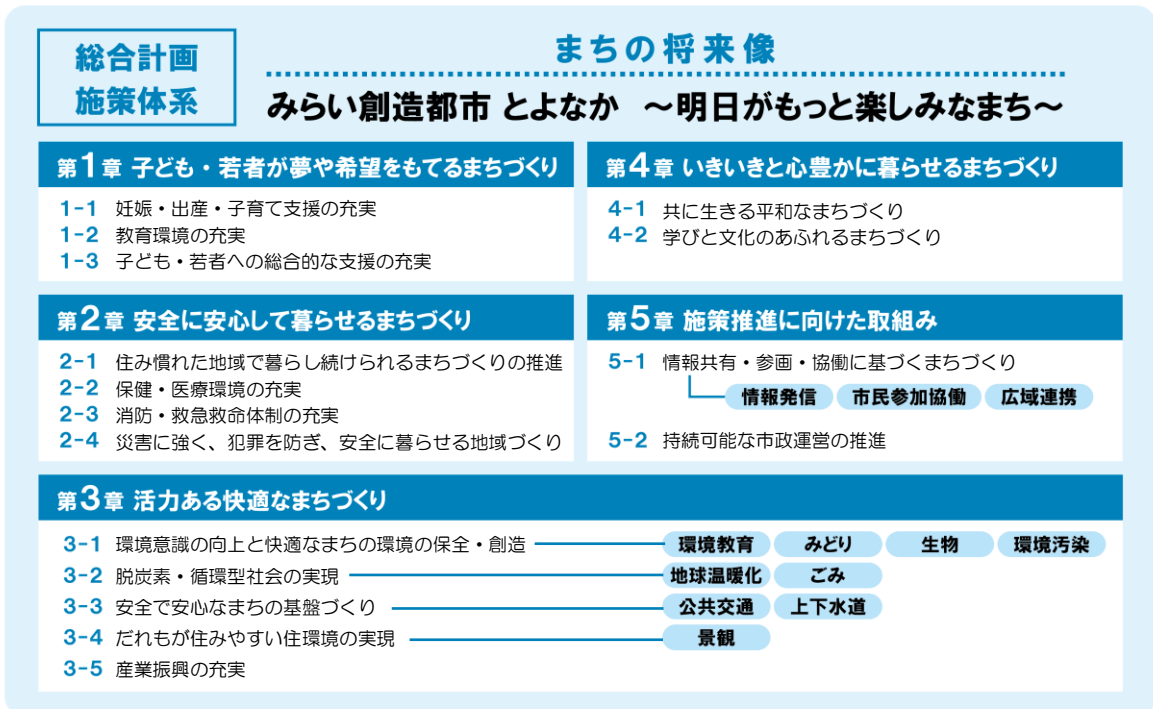
② 本計画の位置付け及び他計画との関係

本計画は「第 4 次豊中市総合計画（以下、総合計画）」の環境分野の計画として、総合計画と整合を図り、環境に関連するさまざまな施策を一体的に推進します。また、本市の環境施策を総合的に推進するものであることから、環境分野における各個別計画との整合も図るとともに、「豊中アジェンダ 21」と車の両輪のような関係で進めていくものとします。



・ 第4次豊中市総合計画（総合計画）

「総合計画」は、市政運営の根幹となる「まちの将来像」を明らかにし、これを実現するための施策を総合的、体系的に示すものです。



・ 豊中アジェンダ21

「豊中アジェンダ21」は、環境問題に取り組む市民・事業者・行政等のパートナーシップ組織である「とよなか市民環境会議」が策定した市民・事業者・行政の行動計画です。

「環境基本計画」と「豊中アジェンダ21」は、“基本姿勢”“望ましい環境都市像”“環境目標”を共有し、豊中市の環境像をめざす車の両輪のような関係として運用しています（第3章参照）。“基本姿勢”は、計画の推進に臨む両者の共通姿勢であり、「参加・協働」「地域性・広域性・国際性」「共存・共生」を掲げています（下枠内参照）。

「**参加・協働**」・・・市民・事業者・行政の各主体が、積極的な参加と適切な役割分担により、協働による環境保全活動を進めます。

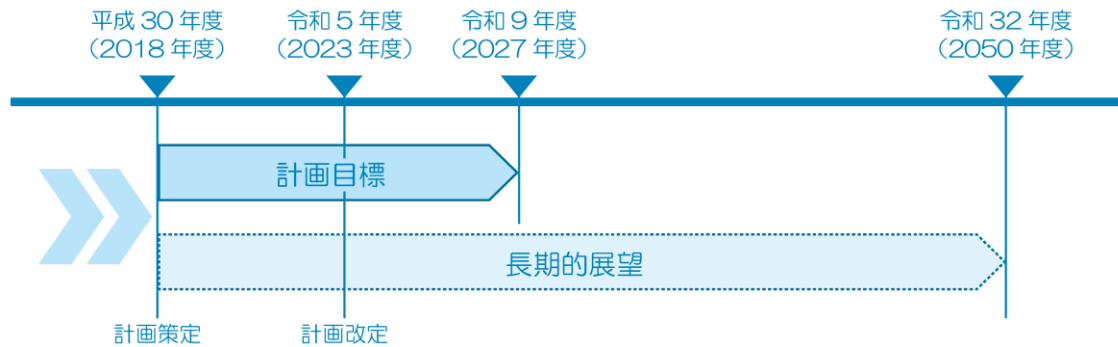
「**地域性・広域性・国際性**」・・・地球環境を守るため、市内の各地域のつながり、豊中市外の市民や自治体との連携、国際的な視点を持ちながら進めます。

「**共存・共生**」・・・私たちは長い歴史の間を自然とともに生きてきました。さまざまな生き物が暮らすことのできるまちとなるよう進めます。

1.3 計画の期間

計画期間は「総合計画」と同じ平成 30 年度（2018 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。

ただし、「第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)」など他の計画で令和 32 年度(2050 年度)を長期的な目標年度としていることをふまえて、令和 32 年度（2050 年度）までを展望します。



1.4 計画の対象地域

豊中市全域を対象地域とします。ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、豊中市単独では解決が容易ではない問題については、周辺自治体や大阪府・国との連携を図り、その役割を分担します。

1.5 計画の全体構成

序章 将来のまちのすがた		豊中市がこんなまちになってほしいという市民のみなさんの想い(望ましい環境都市像)が実現されている将来のまちの姿を示しています。	
第 1 章 第 3 次豊中市環境基本計画とは			
1.1 計画策定・改定の趣旨	1.2 計画の役割と位置付け	本計画は本市における環境施策を総合的に推進するために策定したものです。計画の期間は平成 30 年度(2018 年度)から令和 9 年度(2027 年度)までの 10 年間としますが、長期的な展望を踏まえた計画とします。	
1.3 計画の期間	1.4 計画の対象地域		
1.5 計画の全体構成			
第 2 章 計画の背景			
2.1 今日の環境を取巻く社会の状況	2.2 豊中市の環境の現状と課題		2.3 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題
第 3 章 望ましい環境都市像・環境目標			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>望ましい環境都市像</p> <p>環境のまち・豊中 ～未来を見すえ 地域のみんで創ろう～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民参加・協働 ● 人にやさしい ● まちづくり ● 環境学習・環境教育 <ul style="list-style-type: none"> ● 地球環境 ● エネルギー ● 交通 <ul style="list-style-type: none"> ● 省資源・循環型社会 ● 食・農 <ul style="list-style-type: none"> ● 自然との共生 ● 歴史・文化 <ul style="list-style-type: none"> ● 音・水・大気 </div> <div style="width: 65%;"> <p>“望ましい環境都市像”と“環境目標”の各分野の目標は互いに関連しています。</p> <p style="text-align: center;">環境目標</p> <p>環境目標①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む <p>環境目標②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)を令和9年度(2027年度)までに、平成2年度(1990年度)比38.3%削減し、脱炭素社会をめざす <p>環境目標③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす <p>環境目標④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり率27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす <p>環境目標⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の達成状況100%で快適な都市環境をめざす </div> </div>			
<p>基本姿勢 参加・協働 地域性・広域性・国際性 共存・共生</p>			
第 4 章 目標達成のために取り組むこと			
4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり	4.2 持続可能な脱炭素社会づくり	4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり	
		4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり	
		4.5 安全で快適な都市環境づくり	
第 5 章 計画の推進方策		資料編	
5.1 連携と役割分担	5.2 組織体制	5.3 計画の具体的な推進方策	
		1. 豊中市について	
		2. 環境関係法令一覧	
		3. 豊中市環境基本計画策定の流れ	
		4. 第3次豊中市環境基本計画中間見直しの経過	
		5. 諮問	
		6. 答申	
		7. 用語解説	

第2章 計画の背景

- 2.1 今日の環境を取り巻く社会の状況
- 2.2 豊中市の環境の現状と課題
- 2.3 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

第2章 計画の背景

2.1 今日の環境を取り巻く社会の状況

「第3次豊中市環境基本計画」の背景となる環境や社会を取り巻く状況には、主に次のようなものがあげられます。

① 国連の「SDGs（持続可能な開発目標）」の発効

平成27年（2015年）9月、国連総会において150を超える加盟国首脳に参加のもと、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会共通の目標として、「SDGs（エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標）」が発効しました。

SDGsは、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対して、令和12年（2030年）までに達成すべき具体的な目標が示されています。

国内では平成29年（2017年）から毎年、政府の重点施策を整理した「SDGsアクションプラン」が策定されるなど、SDGsの目標達成に向けた取組みが進んでいます。

② 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の人口は、平成20年（2008年）には1億2,808万人のピークに達し、その後、減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年（2017年）推計）」の出生中位・死亡中位推計によると、令和35年（2053年）には1億人を割り込み、9,924万人となると推計されています。また、65歳以上の人口割合は、平成27年（2015年）に26.6%であったものが、令和18年（2036年）には33.3%になると推計されています。本市においては、大規模住宅の建替え等により、平成17年度（2005年度）以降は人口が増加傾向にあり、令和2年（2020年）10月には約40万2千人（国勢調査）となっています（資料編図5参照）。年齢別では、15歳未満人口割合が近年ほぼ一定となっている一方、65歳以上の割合は増加傾向となっています。令和4年度（2022年度）末に改訂した「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、令和22年（2040年）の人口を約40万人と想定しています。また、65歳以上の人口割合は29.8%と推計しています（資料編図6参照）。

③ 第五次環境基本計画の策定

平成30年（2018年）に策定された国の第五次環境基本計画では、環境の課題、経済の課題、社会の課題が相互に関連し複雑化してきていることを受けて、これらの課題の「同時解決」をSDGsの考え方を活用しながら実現して、将来に亘って質の高い生活をもたらす「新たな成長」がめざされています。

また、めざすべき社会の姿として、「地域循環共生圏」（地域の特性に応じて資源を補完して支え合う持続可能な循環共生型の社会）を提唱しています。

④ 環境教育・環境学習の推進

地球環境問題の解決にあたっては、それを身近な地域レベルの問題、また自らの問題としてとらえ、市民・事業者・行政等それぞれが連携して行動する必要性が求められるなか、持続可能な開発のための教育（ESD）の10年（2005年～2014年）の取組みが国内で行われました。国では、平成23年（2011年）6月に、環境教育推進のための基本方針を示す「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が改正され、国内外において環境保全を担う人づくりを進める機運が高まっています。また、平成27年（2015年）に採択されたSDGsはESDのより多角的な展開を求めています。

⑤ 地球温暖化の深刻化

令和3年（2021年）8月に出された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）第6次評価報告書-第1作業部会報告書には、「今後数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5℃及び2℃を超える。」と記され、地球温暖化問題は緊急を要する課題となっています。

国内でもさまざまな取組みが進められてきましたが、令和2年（2020年）10月には内閣総理大臣の所信表明演説において日本が令和32年（2050年）までにカーボンニュートラルをめざすことが宣言されました。これを受けて、令和3年（2021年）6月には地球温暖化対策推進法が改正されて、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」の目標をふまえ、「令和32年（2050年）カーボンニュートラル」の実現の旨が基本理念として法に位置付けられました。

令和3年（2021年）4月には、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「令和32年（2050年）目標と整合的で、野心的な目標として、令和12年度（2030年度）に、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することをめざす。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく。」ことが表明されました。

また、令和3年（2021年）10月には、地球温暖化対策計画や気候変動適応計画が改定されて、カーボンニュートラルに向けたさまざまな取組みが進められています。

⑥ 東日本大震災以後の社会状況の変化

国内では、東日本大震災以降、エネルギーの供給において、安全性(Safety)を大前提とし、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時達成する、「3E+S」の概念を重視して取組みを推進しています。

令和3年（2021年）10月に改定された第6次エネルギー基本計画では、令和32年（2050年）カーボンニュートラルや、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス46%削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。同計画では、需要側の徹底した省エネを更に追求するとともに、再生可能エネルギーについては、最大限の導入に取り組むこととしており、新たに見直された令和12年度（2030年度）の電源構成（エネルギーミックス）において、再生可能エネルギーの比率を従来の「22%～24%」から「36%～38%」に大

幅に引き上げ、主力電源として活用する方向性を示しています。

⑦ 循環型社会の構築

国内では、プラスチックや食品廃棄物などの分野で一層の対策が必要となっています。

プラスチックごみ問題に関しては、令和2年(2020年)7月に施行された容器包装リサイクル法関係省令の改正でプラスチック製買物袋(レジ袋)の無料配布禁止が定められたほか、令和4年(2022年)4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組み(3R+Renewable)を促進するための措置が盛り込まれました。(※Renewable=再生可能な資源に替えること)

食品ロスの問題に関しては、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年(2018年)6月策定)や食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令和元年(2019年)7月)で削減目標が掲げられ、家庭系食品ロス量については令和12年度(2030年度)までに平成12年度(2000年度)比で半減させること、事業系食品ロスについては令和12年度(2030年度)までに平成12年度(2000年度)比でサプライチェーン全体として半減させることが定められています。

⑧ 都市における「みどり」の役割の多様化

良好な住環境を形成するうえで、みどり豊かな都市環境が求められているのと同時に、地球温暖化対策としてCO₂の吸収効果への期待や、ヒートアイランド現象の緩和、集中豪雨時における雨水の貯留、市民の日々の生活におけるうるおいなど、都市環境における「みどり」に求められる役割は多様化し、重要性が高まっています。また、都市における公園・緑地は、災害の際に避難場所や救援拠点、避難路として活用されるとともに、火災の延焼防止などに寄与するなど、市民生活に安全・安心をもたらす役割を担っています。

⑨ 生物多様性の保全

平成22年(2010年)に、生物多様性条約第10回締約国会議が愛知県名古屋市で開催され、令和2年(2020年)を目標年度とする20の愛知目標が採択され、生物多様性の損失が「開発など人間活動による危機」、「自然に対する働きかけの縮小による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、「地球環境の変化による危機」という4つの危機によって進む中、生物多様性が人類の生存に必要不可欠であるという認識のもと、その保全についての取組みが進められてきました。

しかし、令和2年(2020年)に、愛知目標の達成状況に関する地球規模生物多様性概況第5版(GB05)が公表され、愛知目標の中で完全に達成できたものはないが、6つの目標が部分的に達成したと評価されました。また、20の個別目標に含まれる60要素中の7要素が達成したと評価されています。

令和3年(2021年)には、日本の生物多様性・生態系サービスの現状を評価した、生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO3)が取りまとめられました。この中で、生物多様性の損失を止め回復に向かわせるためには、気候変動を含む社会課題への対処を進めるなど新

たな視点が必要であること、社会・経済活動による影響への働きかけも含めた総合的な対策による「社会変革」が重要であることが述べられています。

こうした生物多様性を維持し向上していくため、国では次期の生物多様性国家戦略において、令和12年（2030年）までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」と具体的な取組みを示すこととしています。また、この目標を達成するため、法令によって自然が守られる保護地域だけではなく、人々の生業や自発的な取り組みによって自然が守られている地域を「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域＝OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）」と位置付け、OECMの保全活動を支援していくこととしています。

⑩ 都市・生活型公害

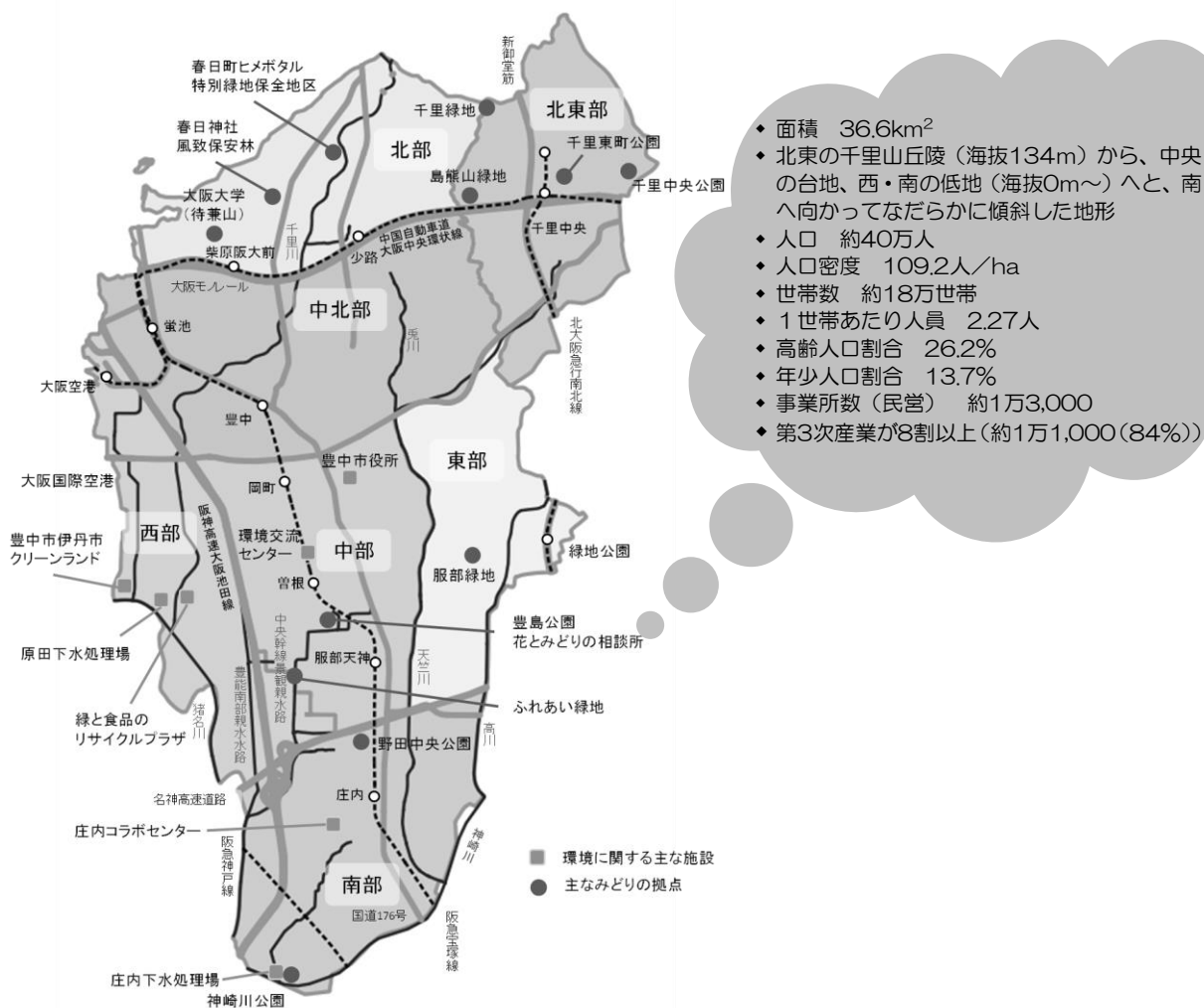
産業型公害としての大気汚染や水質汚濁などについては対策が進み、一定の改善がなされてきました。一方、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など、都市生活に起因する問題が起きています。また、アスベストやダイオキシン類などの有害化学物質、広域的な問題であるPM2.5（微小粒子状物質）などによる環境汚染もクローズアップされています。平成27年（2015年）7月に国で策定された「水循環基本計画」においては、気候変動等の影響による渇水、洪水の深刻化が指摘され、貯留・^{かんよう}涵養機能の維持向上や水循環に関する教育の推進など健全な水循環の維持または回復のための取組みの必要性が示されています。

2.2 豊中市の環境の現状と課題

豊中市は、全域が市街化区域で、市内の各地域や拠点が公共交通網で結ばれたコンパクトなまちになっています。北部から北東部には、島熊山緑地や大阪大学、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区など、良好な自然環境が残されています。また、みどりの多い住宅地が広がり、千里中央駅周辺は都市拠点として商業・業務機能の集積が進み、北大阪急行電鉄やバス路線など、充実した交通ネットワークが形成された地域です。中北部から中部には、風致地区に指定されている住宅地や大規模な住宅団地のほか、阪急宝塚線沿いには郊外住宅地として開発されたみどりの多い住宅地があります。また、豊中駅周辺には商業・業務施設が、岡町駅周辺には公共施設が、曽根駅、服部天神駅周辺には文化・スポーツ施設が集積しています。東部には、服部緑地などの自然豊かな環境と、既存集落や農地が残る中に、新しい住宅地があります。南部地域や西部地域は、大阪国際空港の立地や工業の集積がみられ、庄内駅周辺には、賑わいのある商業・業務地が形成されています。

市内には環境関連の施設もいくつか存在し、それぞれ地域や施設の特徴を活かして、施設見学や環境学習などを実施し、広く市民に環境への意識啓発や情報発信を行っています。なかでも、阪急曽根駅付近にある豊中市立環境交流センターにおいては、さまざまな環境に関するイベントなどが行われ、環境活動や環境学習の交流拠点となっています。

【豊中市の環境の概況】



- 面積 36.6km²
- 北東の千里山丘陵(海拔134m)から、中央の台地、西・南の低地(海拔0m~)へと、南へ向かってなだらかに傾斜した地形
- 人口 約40万人
- 人口密度 109.2人/ha
- 世帯数 約18万世帯
- 1世帯あたり人員 2.27人
- 高齢人口割合 26.2%
- 年少人口割合 13.7%
- 事業所数(民営) 約1万3,000
- 第3次産業が8割以上(約1万1,000(84%))

これまで豊中市では、持続的発展が可能な社会構築を視野に入れた環境行政の取組みを積極的に展開してきました。「第3次豊中市環境基本計画」では、5つの環境分野として「環境政策を推進するための総合的なしくみづくり」、「低炭素社会づくり」、「廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり」、「都市における自然との共生をめざした社会づくり」、「安全で快適な都市環境づくり」を設定し、それぞれの目標に向けて関連計画と歩調を合わせて総合的な取組みを進めてきました。「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」による年次報告において、環境目標ごとに取組みに対して要因分析を行い環境審議会から評価をいただくとともに、見直しを重ねながら計画を推進してきました。

また、市民・事業者・行政などさまざまな主体が連携協力して環境問題への取組みを進めており、環境問題に取り組む市民・事業者・行政等のパートナーシップ組織である「とよなか市民環境会議」では、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」を策定し、行政計画である「豊中市環境基本計画」と車の両輪のような関係となって環境への取組みを進めてきました。

その他にも、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、主体的な環境活動が盛んに行われていますが、環境活動を行う市民や事業者が固定化されている傾向にあります。後述するように、環境問題の解決のためには市民一人ひとりの環境問題への関わりが重要であるため、協働とパートナーシップで関わる市民や事業者の取組みをひろげるとともに、これまで環境分野に関心が低かった方々にも関わりを持ってもらうことが課題となっています。

地球温暖化対策では、地球温暖化問題の現状をふまえ、令和3年（2021年）2月に吹田市と「気候非常事態共同宣言」を行い、その中で、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組むことを表明しました。これを受け、平成30年（2018年）3月に策定した「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ^{マイナス}70プラン）」を見直し、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～」を令和4年（2022年）3月に策定しました。

また、令和4年（2022年）3月には、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の第3部として、食品ロス削減に関する項目をまとめた「食品ロス削減推進計画」を策定しました。

みどりの推進においては、市街化が進むまちで一定規模のみどりの確保が難しい現状があるなか、「第2次豊中市みどりの基本計画」に基づく自然環境の保全や緑化の推進、公園施設の整備や改修など、量だけでなく質的なみどりにも考慮しながら、取組みを進めてきました。今日では、市民団体等による自然環境に対する活動にも支えられた多様なみどりが市内で守り育まれるようになりました。一方で、宅地開発等によって、まとまりのある樹林や農地が失われたり、これまで受け継がれてきた樹木が腐朽や自然災害のために失われたりしている現状もあり、豊中の自然生態系を考慮したみどりの保全、育成や、うるおいのあるまちなみ形成の取組みを今後いっそう進めていく必要があります。また、地域の自然環境については、特別緑地保全地区の指定など、多様な生物の生息できる環境づくりを進めてきましたが、市内で確認されているアライグマやヌートリア、セアカゴケグモなどの特定外来生物の対応など、生物多様性

の保全に向けた取組みが求められています。

環境汚染対策としては、国の法令に基づく環境監視や「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく対策を実施し、従前からの典型公害対策のほか、PM2.5（微小粒子状物質）やヒートアイランド、気候変動に伴う都市部での集中豪雨等の異常気象の可能性など、新たな都市型公害への対策についても配慮しながら、施策を推進してきました。これまでのさまざまな取組みにより、市内の大気、水質、ダイオキシン類、道路騒音といった環境基準については、概ね良好な状態が保たれてきています。航空機騒音については、騒音の測定地点が航空機の着陸進入経路直下であるために改善が難しい現状があるものの、大阪国際空港周辺都市対策協議会等を通じて空港管理運営者や各航空会社に対し低騒音機の導入や騒音軽減運航の推進などを要望した結果、少しずつ改善されてきています。

このように環境に関する課題があるなか、豊中市の特長である「協働とパートナーシップ」をよりいっそう活かしながら、各分野における取組みを他計画との連携により効果的かつ効率的に推進し、持続可能なまちの発展をめざしていくことが必要です。

2.3 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

「第3次豊中市環境基本計画」では、下表のとおり5つの環境分野ごとに環境目標を設定し、環境目標や取組みなどに関する進行管理を行ってきました。

また、環境審議会から評価をいただくとともに、市民意見を募集し、P(Plan) D(Do) C(Check) A(Act) のサイクルに基づき、施策や事業の見直しを重ねながら計画を推進してきました。

これまでの主な取組みおよび現状と課題について、次ページ以降に記述していきます。

表 第3次豊中市環境基本計画の環境分野ごとの環境目標と評価指標

環境分野	環境目標	評価指標
1.環境政策を推進するための総合的なしくみづくり	よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む	(参考数値) <ul style="list-style-type: none"> 豊中市環境委員会の開催回数(回) 環境交流センターのHPアクセス数(ページビュー数) イベント参加者数(人) (地球温暖化防止イベント+みどりに関するイベント+ごみ減量に関するイベント+環境の保全に関するイベント)参加者数合計 市民団体・事業者などの環境活動の取組み事例数(件)
2.持続可能な低炭素社会づくり	1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂)を令和9年度(2027年度)までに、平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、低炭素社会をめざす	代表指標 市民1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /人) 平成2年度(1990年度)比(%) 指標 <ul style="list-style-type: none"> 部門別温室効果ガス排出量(t-CO₂)平成2年度(1990年度)比(%) 家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量(GJ/人) 業務部門の床面積1m²あたりのエネルギー消費量(GJ/m²) 再生可能エネルギー等設備導入量(kW) 市民1人あたり自家用車の登録台数(台/人) 市内に登録された自動車1台あたりの温室効果ガス排出量(t-CO₂/台)
3.廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり	発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす	代表指標 焼却処理量(t) 指標 <ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ1人1日あたり排出量(g)(再生資源を除く) 事業系ごみ排出量(t)(再生資源を除く) 資源化率(%)
4.都市における自然との共生をめざした社会づくり	みどり率27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす	代表指標 みどり率*(%) ※みどり率=(樹林・樹木+草地+農地+水面+屋上緑化で覆われた面積)/市域面積 指標 <ul style="list-style-type: none"> 緑被率(%) みどりに対する満足度(%) 市民1人あたりの公園・緑地面積(m²/人) みどりに関するイベント参加者数(人) 市民参加による生物調査の参加者数(人) 生物多様性の認知度(%) 景観に関する項目が盛り込まれている地区計画・協定等の数(件)
5.安全で快適な都市環境づくり	環境基準の達成状況100%で快適な都市環境をめざす	代表指標 環境基準達成状況(%) 指標 <ul style="list-style-type: none"> 大気に関する注意喚起回数(回) (光化学スモッグ予報・注意報、PM2.5(微小粒子状物質)等の注意喚起発令回数を想定) 熱帯夜数(日) 1人1日平均給水量(ℓ) 透水性舗装の延長(km)(m²) 雨水貯留タンク設置件数(助成に係るもの)(設置件数・容量(件・ℓ)) 環境配慮のうち雨水利用に関するもの(雨水利用の件数・容量(件・ℓ))

※表は平成30年(2018年)策定時の内容です。

1.環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

これまでの主な取り組み

本市では、平成8年度（1996年度）に豊中市域で活動する事業者、NPO、民間団体及び公共団体などが協働して、地球環境の保全に係る行動を推進する「とよなか市民環境会議」が発足しました。平成10年度（1998年度）には、市民・事業者・行政の行動提案である「豊中アジェンダ21」を「とよなか市民環境会議」が策定するなど、早くから市民・事業者・行政の協働とパートナーシップによる環境への取り組みを進めてきました。

具体的な取り組み事例として、NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ21との共催による「とよなか市民環境展」の開催、豊中緑化リーダー会や豊中みどりの交流会など市民やNPOによる自主的な公益活動の支援、「とよなかの環境速報版（豊中市環境報告書）」では市民意見募集を行うなどの環境政策への市民参加・参画の推進の取り組みなどがあります。

計画の進行管理としては、「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」を毎年度発行し、環境審議会による評価や市民からの意見などをもとに施策や事業を見直し、計画的に推進してきました。また、計画の推進にあたっては、全庁的な推進組織である環境委員会などの体制により、庁内での連携を図ってきました。

「第3次豊中市環境基本計画」においては、協働とパートナーシップを振り返り取り組みの成果や課題を共有する場として、毎年「協働の取り組みに関する意見交換会」を実施してきました。

表 協働の取り組みに関する意見交換会で取り上げたテーマ

実施年度	テーマ
平成30年度 (2018年度) ※試行	フードドライブの取り組み
令和元年度 (2019年度)	学校における多様な主体による環境学習
令和2年度 (2020年度)	豊中の生物多様性の保全と活用
令和3年度 (2021年度)	地球温暖化防止に向けた取り組みの推進
令和4年度 (2022年度)	持続可能なごみ減量の推進

現状と課題

本市の特徴として、さまざまな世代の多様な主体が相互に協力しながら協働のしくみを作り、つながりを広げていることが挙げられます。また、多様な人々が協働でつながることで、単独では難しかった課題の解決やコミュニティ活性化などの副次的な効果も生まれています。さらに、取組みを通して築かれた市民・事業者・行政の信頼関係や相互の繋がりそのものが、地域のかとなり、まちが持つ重要な価値の一つとなっています。

市民・事業者・行政の各主体の活動にとどまらず、協働とパートナーシップによる環境活動やイベントなどが実施され、よりよい環境づくりに向けた取組みが着実に進められてきました。

今後、すべての市民に向けて、市民、事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」と車の両輪のような取組みを引き続き普及し、まだ環境活動に取り組んでいない市民、事業者に働きかけるとともに、協働の取組みに関する意見交換会などにおいて事例を広く共有することで、より一層、協働の取組みを進めていくことができると考えられます。

また、多様化する環境問題に対応するために、行政内部においても部局間を越えた連携を図るとともに、市民、事業者と協働して取り組むことが必要です。

2.持続可能な脱炭素社会づくり

これまでの主な取り組み

本市は平成19年(2007年)11月に「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ70プラン)」を策定し、平成2年度(1990年度)比で令和32年度(2050年度)に市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を70%削減するという目標を長期に展望しながら、令和2年度(2020年度)に20%削減することを目標に、市民、事業者と協働しながら地球温暖化対策を推進してきました。

計画に基づく具体的戦略として、学校等における光熱水費削減分還元制度(フィフティ・フィフティ事業)や、家庭向けの省エネ相談会、家電の省エネ診断等の実施、でんきの「見える化」モニターの貸出し、市独自のエコポイントチケット「とよか」の発行、住宅用再生可能エネルギーシステム(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)の設置補助、またコミュニティバスなど運輸部門の対策などを実施してきました。

平成26年(2014年)3月には、「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ70プラン)」を改定し、豊中市の特長を活かした施策をいっそう進めるため、家庭部門における給湯対策として家庭用燃料電池システムの設置補助を実施するとともに、業務部門における再生可能エネルギー導入促進として、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システムの設置や豊中市伊丹市クリーンランド(※)の新炉における高効率発電システムの導入を行いました。

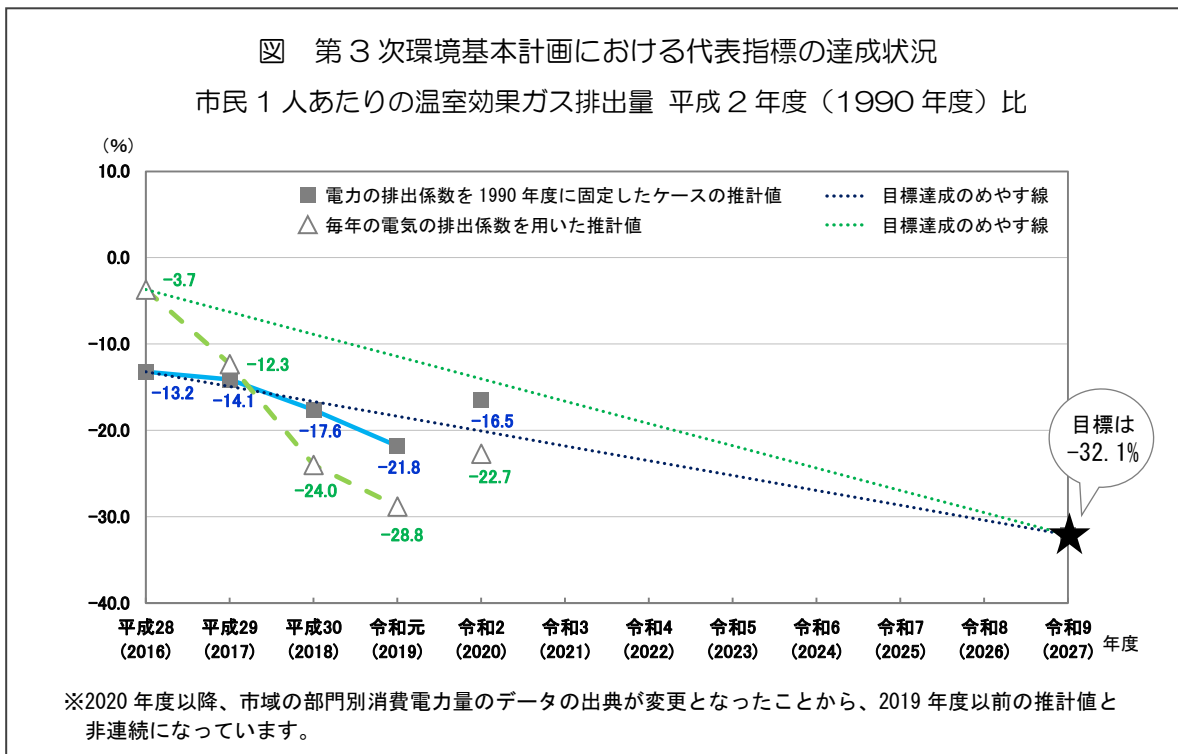
平成30年(2018年度)3月に策定した「第2次地球温暖化防止地域計画」では、国の温暖化対策の動向や、本市でのこれまでの経過をふまえ、「令和9年度(2027年度)に32.1%削減」という国より高い目標を掲げており、「COOL CHOICE」普及啓発事業や再生可能エネルギー電力グループ購入事業を行いました。

令和2年(2020年)10月に、国が「令和32年(2050年)カーボンニュートラル」を宣言したことを受け、本市においても、令和3年(2021年)2月に吹田市と気候非常事態共同宣言を行い、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざすことを表明しました。これを受け、本市では、令和4年(2022年)3月には、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」を見直し、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)～とよなか・ゼロカーボンプラン～」を策定しました。その中では、これまでの取り組みを中間総括し、施策の内容を再整理し、新たにカーボンオフセット事業などに取り組んでいくこととしています。

これらの取り組みや、市民や事業者の省エネ意識の定着、継続的な取り組みにより、評価指標としていた「1人あたりの温室効果ガス排出量 平成2年度(1990年度)比」は年々減少し、令和元年度(2019年度)には平成2年度(1990年度)比21.8%の削減となっています。なお、市民や事業者の省エネ意識の変化は、東日本大震災後の電力需給逼迫の経験の影響もあると考えられます。ただし、直近の令和2年度(2020年度)には、16.5%の削減にとどまっています。

※豊中市伊丹市クリーンランドは、豊中市と伊丹市が、共同でゴミ処理を目的に設立した一部事務組合(ゴミ処理施設)です。

現状と課題



本市では、市民・事業者の省エネなどの取組みによって、一人あたりの温室効果ガス排出量は長期的に見て減少傾向にあります。

令和4年（2022年）3月に策定した「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～」では、「平成2年度（1990年度）比で令和9年度（2027年度）までに38.3%削減」、「令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ」という目標を掲げており、今後いっそう温暖化対策の推進が必要となっています。

本市は、大阪府内有数の住宅都市であり、豊富な住宅ストックを有するという特性から、「すまい」に着目した対策に大きな削減ポテンシャルがあります。

個々のすまいにおいて省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、脱炭素に資するライフスタイルを普及していく必要があります。業務部門についても、家庭部門と同等の排出削減が求められていることから、先進的な省エネ技術を導入しつつ、エネルギーの見える化やエネルギー管理の徹底などにより大幅な省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進めることが必要です。

また、充実した公共交通網等を最大限活用した歩いて暮らせるまちづくりの推進とあわせ、環境負荷の少ない次世代自動車の普及促進や一人ひとりのエコドライブの実践等を進めていく必要があります。

3.廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

これまでの主な取り組み

本市では、平成30年（2018年）3月に「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第4次豊中市ごみ減量計画」を策定し、令和9年度（2027年度）におけるごみの焼却処理量を平成28年度（2016年度）比で8%削減することを目標に、協働による循環型社会の構築に向けた取り組みを進めてきました。

廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進の一環として、「豊中エコショップ制度」では、環境に配慮した取り組みを実践している小売店や飲食店をエコショップとして認定し、認定店舗の拡大と消費者の利用を促進してきました。マイバッグ持参・レジ袋削減に向けては、事業者及び北摂7市3町と協定を締結し、取り組みを推進してきました。

また、食品ロスの削減をめざし、「とよなか食品ロス・ゼロハンドブック」や動画配信等による周知啓発、事業者・社会福祉協議会との協働によるフードドライブ等に取り組んできました。学校給食の食品残渣は、街路樹などの剪定枝とともに緑と食品のリサイクルプラザで堆肥化し、土壌改良材「とよっぴー」として活用するとともに、環境教育にも役立てています。令和4年（2022年）3月には「豊中市食品ロス削減推進計画」を策定し、これまで実施してきた施策に加え、新規・拡充事業にも取り組み、市民・事業者等と連携しながら食品ロス削減に向けて総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

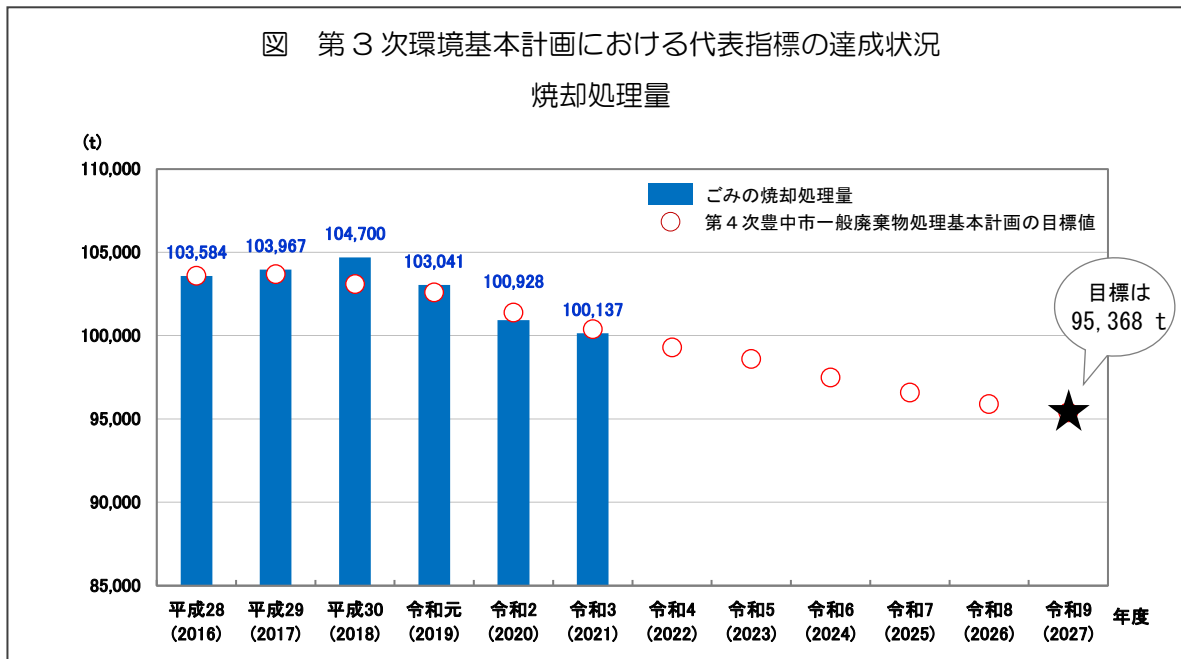
家庭系ごみ減量の取り組みとしては、「ハッピー（8%）ごみ減量（げん）通信」や「わが家のごみカレンダー」を発行し、ごみの減量やリサイクル等に関する情報を市民に提供するとともに、子ども服リユースや再生資源集団回収を推進してきました。

事業系ごみ減量の取り組みとしては、豊中市伊丹市クリーンランドにおける搬入物検査や機密書類リサイクル事業の実施、事業系再生資源回収システムの促進や事業所のためのリデュース情報誌「リニュース」等各種媒体による周知啓発等により、ごみの減量と適正処理を推進してきました。

また廃棄物の適正処理を推進するため、平成28年（2016年）1月から市内の公共施設等に使用済小型電子機器等の回収箱の設置を開始し、順次拠点の拡大を図るとともに、令和4年（2022年）2月には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する協定」をリネットジャパンリサイクル株式会社と締結し、資源の有効活用の促進や充電式電池による火災事故の防止に向けた取り組みを進めています。

令和4年（2022年）3月には「災害時のごみの分け方・出し方ガイドブック」を発行し、市民周知を図るとともに、人材育成・地域連携体制の強化など、災害廃棄物の適正処理を推進しました。

現状と課題



「ごみの焼却処理量 平成28年度（2016年度）比」については、計画の実施以降、市民・事業者・行政による継続した取組みの成果により、順調に減少し、令和3年度（2021年度）は当年度目標を達成しました。

この間、廃棄物減量に関するさまざまな施策を展開し、「ごみの焼却処理量」は目標達成に向け順調に減少していますが、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設は、依然として余力を持って処理する状況にはいたっておらず、また、豊中市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場の延命化を図るなど、安定的な最終処分場確保に向け、引き続きごみの減量を進めていく必要があります。特に、可燃ごみに多く含まれる食品ごみ・紙ごみの減量を進めることで、家庭系ごみ、事業系ごみを減量するとともに、再資源化を推進することが必要です。また昨今のコロナ禍により、家庭内における消費活動に比重を置く新しい生活様式が定着しつつあり、家庭系ごみが増加傾向にあることから、適正な分別・排出を進めることがますます重要となっています。

そのためには、環境にやさしいライフスタイルを一人ひとりが実践し、市民・事業者・行政が連携しながら継続的な取組みをいっそう進めていくとともに、社会状況による生活様式の変化や少子・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容をふまえ、地域における循環型社会の構築に向けた施策を実施していく必要があります。

その他、災害の頻発化・激甚化がみられるなか、大規模な地震や風水害が発生した際には、大量の災害廃棄物が発生することから、こうした事態に対する平時からの備えが必要となっています。

また、産業廃棄物においては、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、適正処理を計画的に進めるとともに、PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければならないことから、事業者に対し、期限内処理について周知を行う必要があります。

4.都市における自然との共生をめざした社会づくり

これまでの主な取り組み

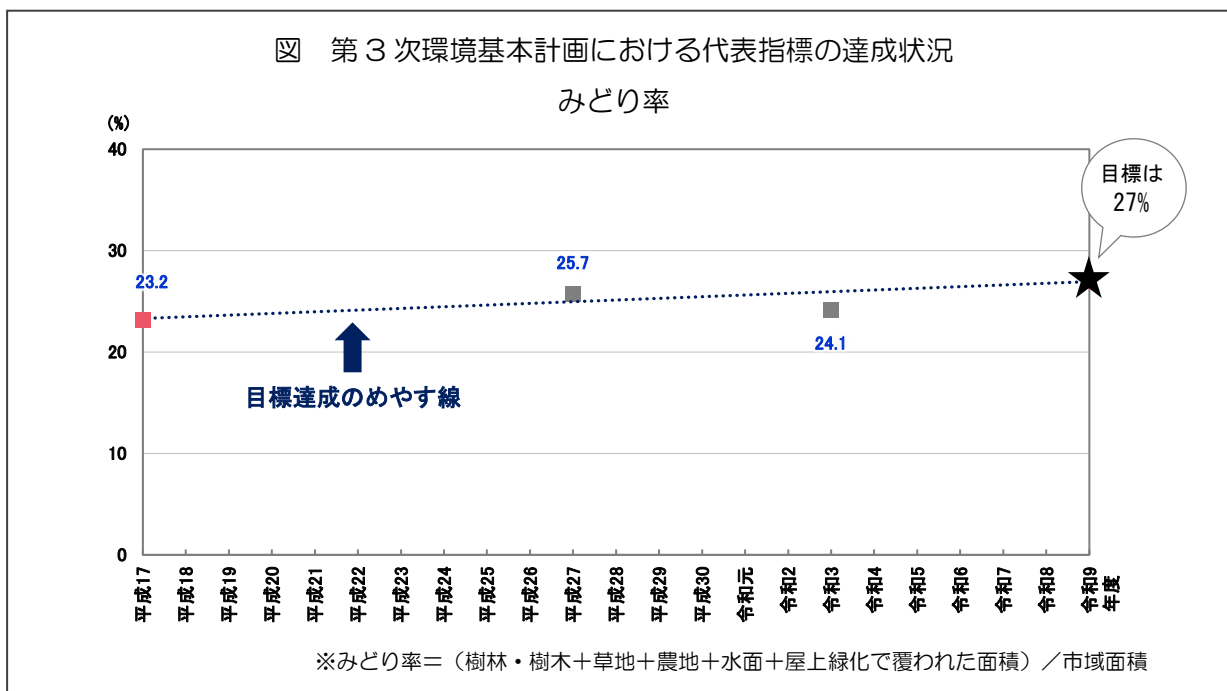
本市の緑地の保全および緑化の推進については、平成11年（1999年）5月に策定した「豊中市みどりの基本計画」を中心に、市民・事業者・行政が一体となって、質の高いみどりの保全・創出と、良好な都市景観の保全・創出、歴史的遺産および原風景の保全など、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めてきました。

計画に基づく取り組みと成果として、「みどり率」を新たな指標に設定しました。また、少子高齢化、人口減少、地球環境問題や防災の意識の高まりなど、多様な都市問題に対応したみどりを活かした安全で快適なくらしの実現として、交流拠点づくりや緑化リーダーの養成、市民による地域緑化の支援などを実施し、市民参加による緑化活動の基礎づくりを進めました。

まちなかにおける地域の自然環境の保全については、島熊山や千里緑地などのまとまりのあるみどりの保全や育成とともに、公園・緑地やビオトープなどにおける自然環境啓発を推進してきました。市街化が進む中、希少な種であるヒメボタルの保全を推進するために「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」を指定しました。

平成30年（2018年）3月には、計画策定からの社会情勢や自然環境の変化、法制度の変更などに対応した「第2次豊中市みどりの基本計画」を策定しました。

現状と課題



「みどり率」（樹林・樹木に加えて、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合）については、平成17年度（2005年度）から調査を実施しており、平成27年度（2015年度）調査では25.7%でしたが、最新の令和3年度（2021年度）調査では24.1%となっています。これは、開発行為や自然災害の影響による樹林・樹木の減少、草地・芝地・屋上緑化

の増加や樹木の生育状況を総合して、減少傾向となったものと考えられます。

また、市民意識調査の結果（令和3年度（2021年度）実施分）では、市民の「身近なみどりに対する満足度」は75%と高く、周辺にみどりを感じられる環境が一定水準に到達していることが伺えます。みどりや公園に対する印象や満足度には地域差があり、市域全体で市民のみどりの満足度を高めることが求められます。

視界に入るみどりを増やすことや適正な維持管理の推進など、市民が日常に関わるみどりにおける適正な配置や質の向上も必要です。また、「花とみどりの名所づくり」や「自然環境イベント」など市民が参加できる機会を拡充することや、より積極的な情報提供が課題です。

まちなかでは、開発行為などによってまとまりのある樹林地や農地が減少した場所が見られる一方で、公共施設の整備や環境配慮指針による宅地化などの開発行為に伴う緑化協議などによるみどりの増加が見られています。今後もみどりを保全・創出する制度を推進するとともに、積極的な普及啓発や、市民との協働によるまとまりのあるみどりの保全などが求められます。また、身近なところで季節を感じられる沿道緑化や壁面緑化等の普及促進など、視覚的に効果のある多様なみどりの配置や育成についての検討も必要です。良好な地域のみどりの環境の維持には、地域住民が話し合いや調整を行い、公園・緑地や緑道を魅力的に活用していくための自主管理協定制度や愛護活動制度、豊中市アダプトシステムなど、市民が地域のみどりの維持管理に関わっていくことが不可欠です。これらの環境美化活動に参加する団体数は、近年は横ばい傾向となっており、活動を後押しするためのさらなる情報発信や啓発、市民が活動に参加しやすい機会づくりなどの取組みが求められます。

生物多様性の状況をみると、昭和30年（1955年）から昭和40年（1965年）に行われた調査結果では、市内に生育する植物種は約1033種（「新修豊中市史第3巻（自然）」より）となっていますが、平成28年度（2016年度）にNPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21が行った市民調査では、706種の確認がありました。市民との協働による森林病害虫対策や里山保全など、適正な維持管理による樹林地などの保全とともに、エコロジカル・ネットワークの形成など生物多様性に配慮した取組みが求められます。

今後、「第2次豊中市みどりの基本計画」をもとに、「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」をめざすとともに、良好なまちなみづくりの実現をめざして施策を推進していく必要があります。

5.安全で快適な都市環境づくり

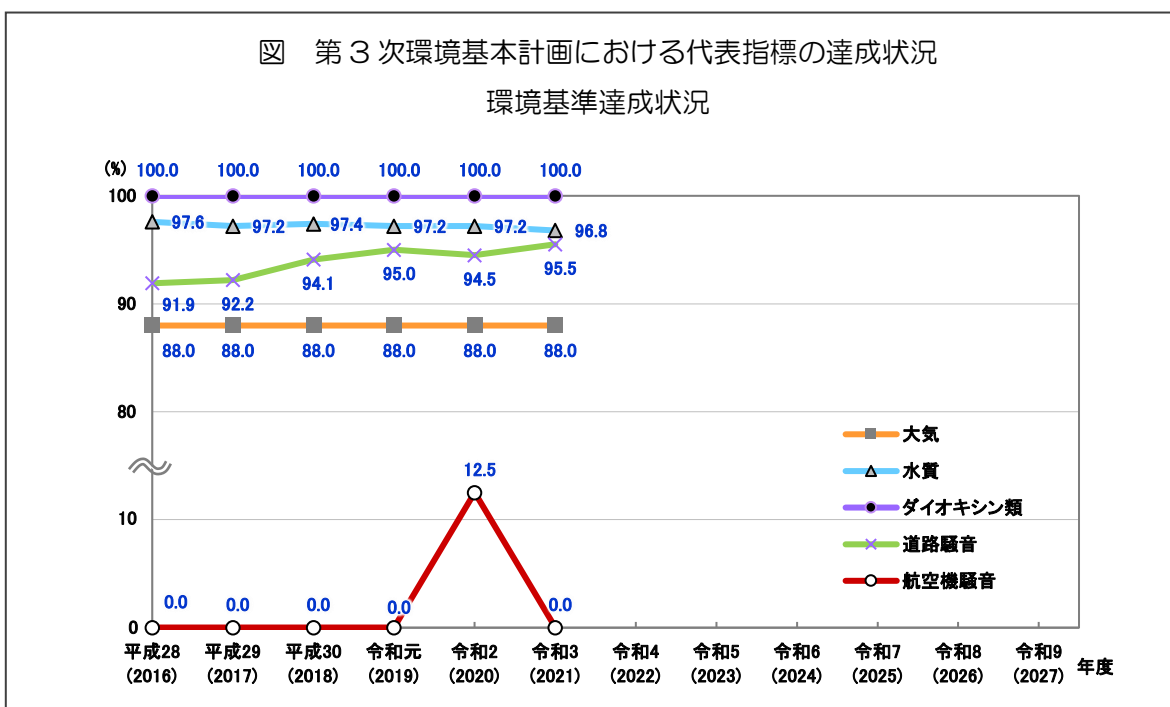
これまでの主な取組み

本市では、大気汚染や水質汚濁などの典型公害対策として、発生原因である工場・事業場に対して届出や立入検査により規制基準の遵守を指導してきました。また、環境監視と情報提供として、大気汚染常時監視測定局でPM2.5（微小粒子状物質）や光化学オキシダントなどの大気汚染物質を24時間観測した結果をホームページで即時公表し、注意喚起しています。都市・生活空間における環境対策の推進として、航空機騒音についても常時監視を実施するとともに、大阪国際空港周辺都市対策協議会等を通じて空港管理運営者や各航空会社に対して低騒音機の導入や騒音軽減運航の推進を要望しながら、周辺地域の整備および環境改善に取り組んできました。

ヒートアイランド対策の推進としては、小学校などにおけるみどりのカーテンづくりを支援するなど、市街地における壁面緑化、屋上緑化の普及・促進や透水性舗装などを推進してきました。市有施設をクールスポット化するなど、気候変動への適応策の推進も行っています。また、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、1,000平方メートル以上の開発など大規模な事業を行う場合に、環境に配慮したものとなるよう事業者と豊中市が協議し、緑地および透水性舗装などを含めた事業区域の緑化および雨水浸透などを進めてきました。

評価指標としていた環境基準の達成状況については、平成30年度（2018年度）からの4年間で、大気、水質については、ほぼ横ばい、道路騒音については改善傾向が見られます。ダイオキシン類については、100%を達成しています。航空機騒音については、航路直下では環境基準を達成することが難しい状況にありますが、低騒音機の導入等が一定進んでおり、中長期的には少しずつ改善傾向にあります。

現状と課題



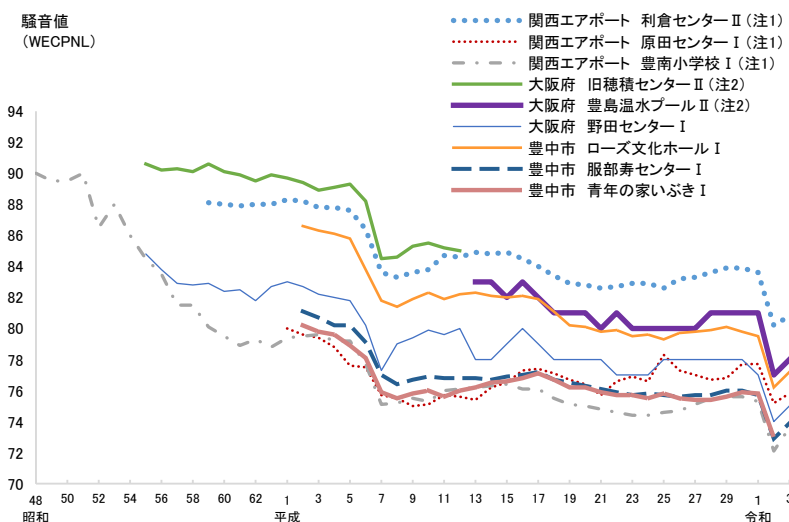
環境基準達成状況は、これまでの継続した取組みの結果、ほぼ良好な状態を保っています。今後も、大気環境、水環境、土壌環境への負荷が自然の物質循環を損なわないよう、健全なまちをめざしていく必要があります。また、昭和50年代に多用されていたアスベスト含有建材を使用した建物の解体工事は令和10年（2028年）頃にピークを迎えると言われていています。大気汚染防止法が改正され、令和3年（2021年）4月以降、すべての石綿を含有する建築材料が規制の対象になっていることから、解体現場パトロールやアスベスト濃度測定を行い、アスベスト飛散防止対策を進めることが必要です。

また、都市・生活型公害に関しては、市独自で解決が困難なPM2.5（微小粒子状物質）や光化学オキシダントおよび航空機騒音などに対する広域的な取組みについて、継続的に関係機関（国や大阪府、空港設置管理者や各航空会社等）に積極的に働きかけるとともに、環境の現状や対策の実施状況について市民に伝わりやすい手段で情報提供を行っていく必要があります。ヒートアイランド対策としては、市街地における緑化を促進するとともに、環境配慮対象事業において、引き続き事業者と十分に協議し、敷地内緑化の推進等の環境に配慮した取組みを進める必要があります。

水環境、水循環の取組みに関しては、近年の気候変動による集中豪雨などの異常気象を考慮して検討を進める必要があります。

未達成項目は環境基準達成100%に向けた取組みをいっそう推進しますが、航空機騒音については環境基準の達成状況に加え、下記のような改善の取組み状況とあわせて総合的に評価する必要があります。

航空機騒音の状況



航空機騒音の改善(発生源対策)の取組み

1. 機材改良

技術の進歩により、時代の経過とともに航空機の騒音レベルは低下しており、そうした低騒音機の導入を促進しています。

2. 発着規制

総発着回数については、1日370回のうちジェット機枠は200回に制限しています。運用時間については、午後9時から午前7時までの発着を制限しています。

3. 運航方法の改善

着陸時における車輪と補助翼を下げるタイミングを遅くし、空気抵抗をできるだけ減らしてエンジンの出力を小さくするなど、騒音軽減運航に取り組んでいます。

※測定場所の「Ⅰ」「Ⅱ」は、環境基準の地域の類型を表している

※平成25年(2013年)3月31日までの環境基準値「Ⅰ」:70WECPNL以下、「Ⅱ」:75WECPNL以下

(平成25年(2013年)4月1日からは別の測定方法と単位が加わり、その環境基準値だけが示されるようになった。)

※令和3年度は速報値(青年の家いぶきは改修工事のため欠測)

(注1)平成24年6月まで国、平成27年度まで新関西国際空港株式会社が測定(平成24年までは暦年、平成25年以降は年度を採用)

(注2)穂積センターの建替えに伴い、平成13年度からは豊島温水プールにて測定

第3章 望ましい環境都市像・環境目標

第3章 望ましい環境都市像・環境目標

本計画と「第3次豊中アジェンダ21」は“望ましい環境都市像”“基本姿勢”“環境目標”を共有し、車の両輪のような関係となって環境への取組みを進めます。取組みを推進するにあたっては、「参加・協働」、「地域性・広域性・国際性」、「共存・共生」を基本姿勢とします。

望ましい環境都市像

環境のまち・豊中 ～未来を見すえ 地域みんなで創ろう～

望ましい環境都市像は序章「将来のまちのすがた」で示されるように、市民・事業者・行政の行動計画「第3次豊中アジェンダ21」策定の中で、市民意見をもとにまとめられたものです。

市民参加・協働	地域の環境活動に市民・事業者が参加し、行政とともに協働で取り組むまち
人にやさしい	多様な世代が地域の中でつながり、安全・安心に住み続けやすいまち
まちづくり	地域活動が活発で、地域の特徴に応じたまちづくりができるまち
環境学習・環境教育	みんなが環境についてともに学び、行動に取り組むまち
地球環境	地球温暖化を今よりも進めないため、自分にできることから取り組むまち
エネルギー	くらしの中で省エネルギーを意識し、みんなで自然エネルギーの導入に取り組めるまち
交通	歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち
省資源・循環型社会	ごみになるものを減らし、資源として循環することができるまち
食・農	地産地消で広がる活き活き農業と、「とよっぴー」を紡いで食育が実感できるまち
自然との共生	多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち
歴史・文化	身近なところで、育んできた歴史・文化・景観を感じられるまち
音・水・大気	騒音や有害な化学物質のない、きれいな水や空気があるまち

望ましい環境都市像のさまざまな視点から捉えられたまちの像、環境分野の各目標は互いに関連しています。

環境目標

環境目標は本行政計画「第3次豊中市環境基本計画」策定の中で、分野別計画と整合を図りながら、定められたものです。「第2次豊中市環境基本計画」の環境分野や目標を基本的に踏襲しています。

環境目標① よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む

「豊中アジェンダ21」との両輪のような取組みをいっそう進めながら、これまで関わる機会の少なかった市民や事業者の参加を促すことで、豊中の環境活動のすそ野がひろがるような取組みを進めていきます。

環境目標② 1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)を令和9年度(2027年度)までに平成2年度(1990年度)比38.3%削減し、脱炭素社会をめざす

令和32年度(2050年度)の削減目標は「豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)〜とよなか・ゼロカーボンプラン」に掲げる実質ゼロとし、取組みを進めていきます。

環境目標③ 発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす

大阪府内自治体の上位水準の焼却処理量を達成できるよう取組みを進めていきます。

環境目標④ みどり率27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす

第2次豊中市みどりの基本計画をもとに、「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」をめざすとともに、良好なまちなみづくりの実現をめざして、市民・事業者・行政の協働のもと取り組んでいきます。

環境目標⑤ 環境基準の達成状況100%で快適な都市環境をめざす

環境の監視を継続し、市独自の解決が困難な問題に対しては、国や大阪府、周辺地域、その他関係機関と連携して、より良い生活環境づくりに取り組んでいきます。

環境分野

環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

持続可能な脱炭素社会づくり

廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

都市における自然との共生をめざした社会づくり

安全で快適な都市環境づくり

本計画における施策と特に関連の深いSDGsは、環境目標ごとに以下のとおりとなります。

表 本計画とSDGsとの関連

SDGsの目標		目標1	目標2	目標3	目標4	目標5
	ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる			●		
	ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する			●		
	ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する				●	●
	ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	●		●		
	ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する				●	●
	ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	●	●	●	●	
	ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	●	●			
	ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		●	●	●	●
	ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する	●		●		●
	ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	●	●	●	●	
	ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する			●	●	●
	ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する			●	●	
	ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	●	●	●	●	●
	ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	●	●	●	●	●

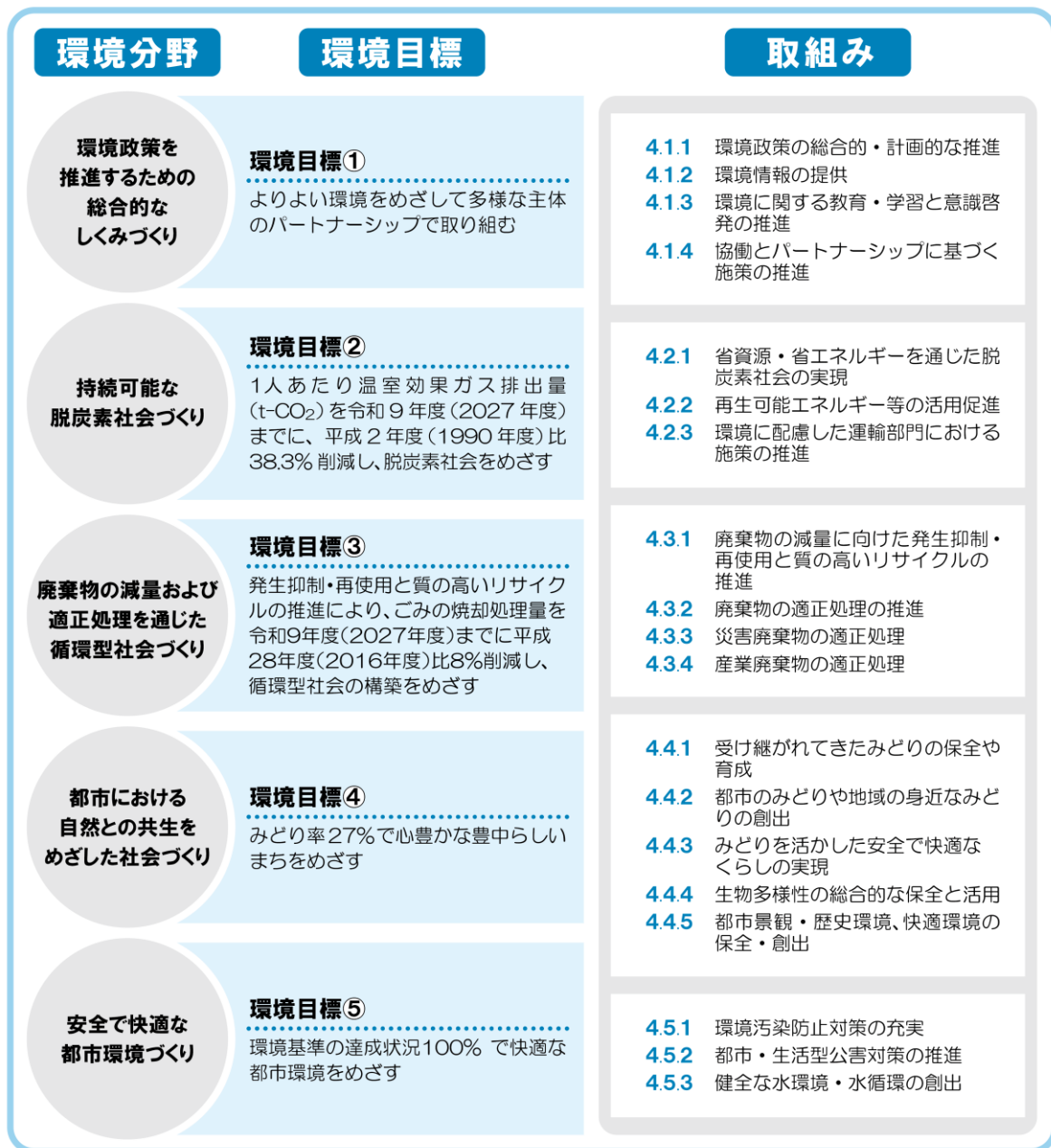
第4章 目標達成のために取り組むこと

- 4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり
- 4.2 持続可能な脱炭素社会づくり
- 4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
- 4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり
- 4.5 安全で快適な都市環境づくり

第4章 目標達成のために取り組むこと

第4章では、5つの環境分野ごとの目標の達成に向けて、これまでの豊中市の取り組みと現状、課題をふまえ具体的に取り組むこと（施策）と、その取り組みの達成状況を測るための指標を示しています。

施策体系



指標

指標のうち、目標達成に最も影響を与えるものを「代表指標」として選定しています。指標には、事業の実施に直接関連することと、目標に向けた取り組みを推進した成果という2つの側面があります。

4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 市内で環境活動に取り組むさまざまな主体、さまざまな世代が相互に繋がり協力することで、課題解決や副次的効果などの多面的な便益が得られることから、協働で取り組むことで得られるメリットを広く共有し、より一層、協働の取組みを進めていくこと。
- これまで環境分野に関わりの少なかった市民や事業者の参加を促し、関わる人のすそ野を広げていくこと。
- 「豊中アジェンダ21」の普及や、「豊中アジェンダ21」と「環境基本計画」との連携強化により、協働とパートナーシップによる取組みを発展させること。
- 複雑化する環境課題に対応するため、これまで以上に行政部局間の連携を持つこと。

環境目標 ①

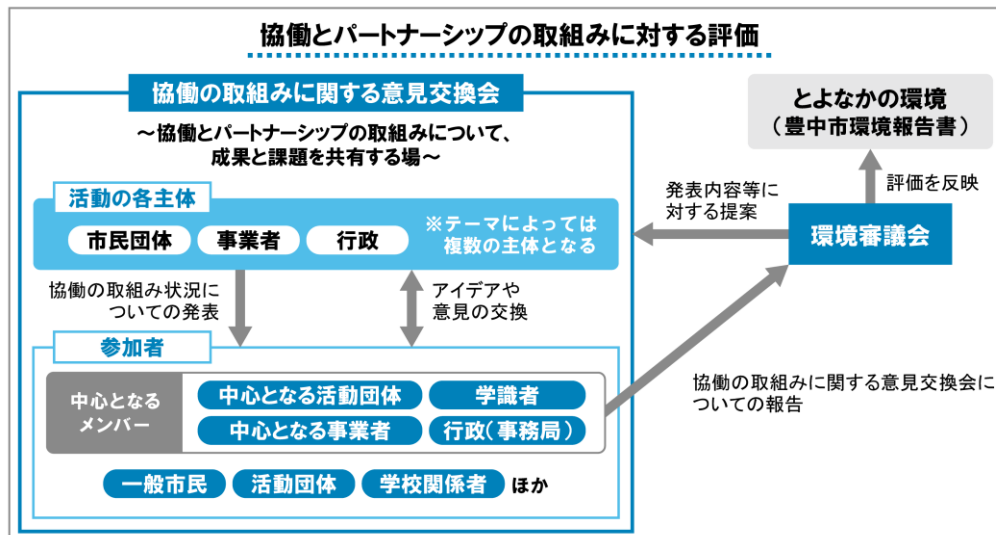
よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む

豊中市では、「とよなか市民環境会議」が平成10年度（1998年度）に、「豊中アジェンダ21」（地球環境を守る市民・事業者・行政の行動計画）を策定するなど、これまで市民・事業者・行政などさまざまな主体が連携し、協働とパートナーシップによる環境問題への取組みを進めてきました。

今後も、こうした活動の支援を継続実施するほか、「豊中アジェンダ21」との普及促進を図り、施策の推進につなげていきます。

さらに、環境以外の分野で活動する市民団体や、環境関連以外の行政部局、また、これまで環境に対する関心が低かった市民、事業者など多様な主体への働きかけによって活動のすそ野をひろげ、多くの市民の方が環境活動に加わることで、これまで以上によりよい環境をめざして取り組んでいきます。また、環境に関する教育や学習への取組みを推進し、これまで環境活動にあまり関わらなかった人を含めて幅広い市民、事業者等の取組み促進を図ります。

評価については、市民、事業者の活動状況にも注視しながら、次ページに示す「協働とパートナーシップの取組みに対する評価」によりおこないます。



協働とパートナーシップの進行管理について

多様な主体のパートナーシップの取組み成果は、イベント参加者数や環境活動の取組み事例数といった定量評価（数値による評価）だけでは進捗評価をできない側面があります。

このため、協働とパートナーシップ活動を振り返り、取組みの成果や課題を共有する場（「協働の取組みに関する意見交換会」）を毎年開催します。発表によって、協働の取組み状況を共有するとともに、参加者同士等でアイデアや意見の交換、アドバイスなどを行い、よりよいパートナーシップを築くことができるようにするものとします。

環境審議会では、「協働の取組みに関する意見交換会」の結果をふまえた定性評価（数値では表せないものに対する評価）による進行管理を行います。

このような評価方法は、計画期間内で確立させていくこととします。

「協働の取組みに関する意見交換会」では、協働の取組みに関わっている各主体が、それぞれの立場から発表し、以下のような議論の視点をふまえて、さまざまな側面から成果と課題を共有します。さらに、「協働の取組みに関する意見交換会」の開催による団体同士のつながりやアイデア等を今後の持続的な協働の取組みに結び付けることが期待されます。

■ 議論の視点の例 ■

- | | |
|----------------------|---|
| ○協働で取り組むメリットや意義について | ○取組みに関与した人や団体、組織の広がりについて
<新しい参加者をどのように巻き込んだかを含む> |
| ○協働したからこそ達成された事柄について | ○取組みの継続性や発展性について |
| ○主体間の適切な役割分担について | ○計画の妥当性について |
| ○取組みに対するニーズや必要性について | ○人材や予算確保の状況について |
| ○取組みの先駆性やオリジナリティについて | ○情報の発信について |
| ○取組みの対象となる地域的な広さについて | |

◆施策の方針

4.1.1 環境政策の総合的・計画的な推進

①環境基本計画の進行管理・評価、部局間連携の推進、広域連携の推進

とよなかの環境（豊中市環境報告書）を公表し、豊中市環境審議会による評価と市民からの意見・提案をもとに施策や事業を見直して改善を図りながら計画を推進するとともに、全庁的な推進組織により、計画の進行管理および評価を行います。

市域を越えて解決が必要である問題、あるいは広域連携が有効な事業については国や他の自治体とも連携して取り組みます。

（主な施策・事業）

- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）の公表
- ・環境委員会の開催
- ・国・大阪府及び北摂・阪神地域自治体連携の推進

4.1.2 環境情報の提供

①環境情報の収集・整備および効果的な提供

環境に関する情報の普及・促進を図るため、所有する情報の積極的な公開に努めるとともに、広報誌や情報誌、インターネットなどさまざまな広報媒体を活用し、意識啓発を図ります。また、出前講座により情報を提供するとともに、各種啓発展示、イベント、講座などにおいて環境に関するテーマを積極的に取上げ、PRを行います。さらに、市民・事業者・行政が相互に情報を交換できる交流の場づくりを行います。

（主な施策・事業）

- ・広報誌、市ホームページ、SNS、動画などを活用した情報発信
- ・環境交流センターの運営
- ・環境関連イベントの開催
- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）等による情報提供

4.1.3 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

①啓発活動の推進

市民・事業者・行政等の自主的な環境行動を推進するために、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に啓発活動を行うとともに情報発信を充実させ、これまで環境活動にあまり関わりがなかった人を含め、幅広い市民・事業者等の取組みの促進を図ります。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮契約の推進
- ・環境関連施設や地域イベント等での環境啓発活動

②環境教育・環境学習の推進

多くの市民・事業者・NPOの主体的かつ自律的な学習活動を推進するために、身近な場所でできる、多様な世代を対象にした、幅広いテーマによる環境学習を促進・支援します。また、将来の持続可能な社会を担う人材づくりに向けて、こども園・学校などでの環境教育・環境学習の促進・支援策を構築するとともにその基盤整備を図ります。

広く市民団体・事業者・NPOなど、あらゆる分野からの環境学習に関する情報を受発信していくために、さまざまな媒体・場所の活用を図り、市民が学習しやすい環境づくりをめざします。

また、地産地消を進めていくことで、輸送に係る不必要なエネルギー消費やCO₂の排出削減を図るとともに、消費者にとって生産者の顔が見える距離で食料を手に入れられる、食の安心・安全につなげていきます。

全市域が市街化区域である豊中市においては、農地やため池、担い手となる農家が減少していますが、「食育」の観点とあわせ、地域の作物を学校給食の食材に提供するなど、地産地消の取組みを推進していきます。

(主な施策・事業)

- ・小学校、こども園などでの出前講座
- ・環境交流センターをはじめとした環境関連施設*の運用
- ・体験型環境学習の実施 **拡充**
- ・とよなか市民環境展の開催
- ・地産地消に関するイベントの開催

*環境関連施設として、豊中市伊丹市クリーンランド(豊中伊丹スリーR・センター、ごみ焼却施設)、緑と食品のリサイクルプラザ、花とみどりの相談所などがある。

4.1.4 協働とパートナーシップに基づく施策の推進

①環境政策・決定への市民参加・参画の推進

市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」の策定、進行管理にあたって、市民・事業者と協働で取り組みます。計画の策定や進行管理にあたっては、多様な市民の意見を反映させるようワークショップなどを実施し、参加・参画を促進します。合意形成の場においては、専門的な知識と経験、情報が必要とされるため、事業者・団体の環境部門担当者や経験者などと連携を図るとともに、市民の参加の機会の確保に努めます。

(主な施策・事業)

- ・協働事業市民提案制度や提案公募型委託制度の活用促進
- ・とよなかの環境(豊中市環境報告書)に対する市民意見の募集
- ・市民ワークショップの開催
- ・豊中市環境審議会の市民公募委員の起用

②市民やNPOなどの自主的な公益活動の支援・促進

市民・市民団体・事業者・NPOなどの多様な主体の自主的・自発的な活動や取組みを支援するため、活動の場の提供や情報提供などを通じて、ネットワークづくりや環境ボランティア活動に対する支援を進めます。また、NPO法人をはじめとする市民公益活動団体に対して、まちづくり活動への協力・支援、アドバイザー派遣、情報の提供、市民公益活動推進助成金制度、表彰制度、組織育成への支援などの措置を講じます。

また、自治会等の地縁型の組織と、専門性・経験・人材・ネットワーク等が豊富な NPO などのテーマ型団体が連携した活動の支援に取り組みます。

(主な施策・事業)

- ・環境交流センターの運営
- ・環境活動に取り組んでいる団体に対する顕彰制度の実施

③多様な活動主体の協働による事業の推進

豊中市の市民・事業者・行政が協働して策定した市民行動計画である「第3次豊中アジェンダ21」について、さまざまなメディアやイベントなどを活用して市民・事業者への普及・推進を図ります。

また、「第3次豊中アジェンダ21」を実際に進めるための組織「とよなか市民環境会議」(令和4年(2022年)4月現在、134団体)の参加団体拡充と活動内容の充実を図るとともに、市民や事業者等に具体的な行動の実践を促し、計画を推進します。

また、社会環境の変化に対応した具体的な事業展開をめざし、市民・事業者・行政等による協働型の事業展開を図ります。

(主な施策・事業)

- ・協働の取組みに関する意見交換会の開催
- ・環境交流センターにおける他団体との事業連携
- ・とよなか市民環境会議の開催
- ・「第3次豊中アジェンダ21」の周知

4.2 持続可能な脱炭素社会づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 脱炭素社会の実現をめざして、省資源・省エネルギー化を進めること。
- 再生可能エネルギー等の活用を促進すること。
- 充実した公共交通網を活かした運輸部門での取組みを推進すること。

環境目標 ②

1人あたり温室効果ガス排出量（t-CO₂）を令和9年度（2027年度）までに、平成2年度（1990年度）比38.3%削減し、脱炭素社会をめざす

豊中市では、平成19年（2007年）11月に策定した「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ^{マイナス}70プラン）」において、令和32年度（2050年度）に市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を平成2年度（1990年度）比で70%削減するという高い目標を長期的に展望しながら、令和2年度（2020年度）には20%削減するという目標を設定し、地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。

また、平成30年（2018年度）3月に策定した「第2次地球温暖化防止地域計画」においては、それまでの目標設定の考え方を踏襲し、市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を平成2年度（1990年度）比で、令和9年度（2027年度）に32.1%削減するという目標を設定しました。更に、令和4年（2022年）3月の改定においては、令和32年度（2050年度）までに実質ゼロという長期目標を掲げ、計画名称を「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～」に改めた上で、これを実現するための道筋として、令和12年度（2030年度）の目標を38.3%削減に引き上げています。この目標は、温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす意欲的なものであり、市民・事業者・行政の協働によって地域での地球温暖化対策をよりいっそう推進していくものとなっています。豊中市では、個々の家庭や事業所での取組みが特に重要であることから、生活習慣の見直しや、省エネルギー行動への機運を盛り上げる一斉取組みについても、今後重点的に情報発信していきます。また、地球温暖化に対する緩和策とともに、既に起こりつつある地球温暖化によるリスクや、気候変動による影響への適応策についても取組みを進めていきます。

指標

指標	指標の示すもの	目標 【令和9年度(2027年度)】
【代表指標】 市民1人あたり温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /人) 平成2年度(1990年度)比(%) ^{※1}	市域の温室効果ガス排出総量を人口1人あたりに換算した量	平成2年度(1990年度)比(%) 38.3%削減
【指標】 部門別温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) 平成2年度(1990年度)比(%)	産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門別の削減状況を示す (※各部門の定義を参照)	平成2年度(1990年度)比(%) 産業: 66%減 家庭: 32%減 業務: 11%減 運輸: 46%減 廃棄物: 33%減
家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量 (GJ/人)	省エネルギーの取組みの進捗状況などを示す	減少 (10.13GJ/人以下)
業務部門の床面積1m ² あたりのエネルギー消費量 (GJ/m ²)	事業者(製造業を除く)のエネルギー消費量の状況を示す	減少 (1.18GJ/m ² 以下)
再生可能エネルギー等設備導入量 (kW) ^{※2}	再生可能エネルギー等設備の導入状況を示す	増加 (29,894kW以上) ^{※3}
市民1人あたり自家用車の登録台数 (台/人)	マイカーに頼らないライフスタイルの広がりの状況を示す	減少
市内に登録された自動車1台あたりの温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /台)	業務用自動車及び自家用車を含む自動車の燃費向上やエコドライブの推進の状況を示す	減少
市内に登録された自家用乗用車のうち電気自動車等の割合 (%)	自家用乗用車を電気自動車等へ転換の状況を示す	増加

国や府の目標を見据え、指標を変更することがあります。

※1 目標値は電力の実排出係数(変動)を使用、進行管理には、電力の排出係数固定も使用

※2 FITによる導入量で把握

※3 大阪府「おおさかスマートエネルギープラン」(2021年3月)をもとに算出

令和元年(2019年)3月時点 22,343kW、住宅換算で6,535戸(土地換算 223千m²)

追加的に設置すべき太陽光発電施設の目安(令和元年度(2019年度)から令和9年度(2027年度))として2,209戸(土地換算 76千m²)

(※) 各部門の定義

部 門	定 義
産 業 部 門	製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出。運輸部門に関するものを除く。
業 務 部 門	産業・運輸部門に属さない、企業・法人のエネルギー消費(商業部門全般。卸売業、飲食店、小売店、教育施設、病院、娯楽施設など第3次産業が中心)に伴う排出。運輸部門に関するものを除く。
家 庭 部 門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。自家用車に関するものは運輸部門に含む。
運 輸 部 門	人の移動や物資の輸送にかかわるエネルギー消費に伴う排出。輸送形態により、自動車(業務用自動車及び自家用車を含む)、鉄道、船舶、航空に区分される。
廃 棄 物 部 門	一般廃棄物、産業廃棄物の埋立・焼却、下水処理に伴い発生する排出。

◆施策の方針

4.2.1 省資源・省エネルギーを通じた脱炭素社会の実現

①住宅や機器の更新等による家庭の省エネルギー化の推進

家庭部門は、豊中市においてエネルギー消費量が多い部門の一つで、令和2年度（2020年度）推計では温室効果ガス排出量の全体のうち約38%（資料編図19参照）と高い割合を占めています。主な排出の原因として暖房・冷房、給湯、動力・照明があげられます。暖房・冷房対策として、建物の断熱化が期待されており、住宅の省エネ改修の普及やZEH※など高度な省エネ住宅の導入促進を図ります。また、給湯、動力・照明等への対策として、高効率な省エネ機器導入の支援など効果的な削減策を実施します。

※ZEHとは：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの頭文字。読みは「ゼッチ」。住宅の高断熱化、高効率設備、太陽光発電等により、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅。

（主な施策・事業）

- ・家電や住宅の省エネ診断等の実施
- ・高効率省エネ機器の購入や買替え促進
- ・住宅の省エネ改修や高度な省エネ住宅導入の支援 **拡充**

②事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

業務部門は、平成2年度（1990年度）と比べてエネルギー消費が依然として大きく、温室効果ガスの排出量は、令和2年度（2020年度）推計では全体の約26%（資料編図19参照）を占めています。国の温暖化対策計画では、平成25年度（2013年度）比で令和12年度（2030年度）に51%削減するなど、大きな目標が掲げられています。市においても排出割合の多い、暖房・冷房、給湯、動力・照明の省エネルギー化を中心に、関係機関と連携しながら対策を図るとともに、市有施設の設定及び建物の省エネルギー化を進めます。

一方、産業部門では温室効果ガスの排出量は令和2年度（2020年度）には、製造業の事業所数が大きく減少したことから、平成2年度（1990年度）に比べて約38%（資料編図19参照）に減少しています。国や大阪府の施策や規制が大きく影響することから、引き続き動向を注視するとともに、国レベルの対策や業務部門の対策に準じた取組みを進めます。

また、市域の温室効果ガス排出量の一部を、他の場所での排出削減・吸収量で相殺するカーボン・オフセット事業に取り組めます。

（主な施策・事業）

- ・従業員に対する環境学習の支援
- ・環境配慮契約の推進
- ・CO₂吸収量認証制度（カーボン・オフセット）等の活用 **新規**

③環境に優しいライフスタイルへの転換

日々のエネルギーの使い方を知ってライフスタイルをふりかえることにより、一人ひとりの環境への関心がいっそう高まり、さらなる省エネ行動につながります。

毎日の暮らしの中で、省エネに関する情報や必要なアドバイスが得られる機会を提供するとともに、世代別、ライフスタイル別などを考慮して取り組みやすい活動を提案するなど、地域で省エネ行動の輪が広がることで、より大きな効果につながるよう、ライフスタイルの転換につながる取組みを進めます。

さらに、市民の一体感や達成感が共有され、自発的な取組みがさらに活性化されるような一斉取組みを進めます。

（主な施策・事業）

- ・ナッジを活用した省エネ行動の推進 **新規**
- ・打ち水など、みんなで一斉に行う取組みの普及啓発
- ・地球温暖化防止基金の活用
- ・「COOL CHOICE」運動の推進

4.2.2 再生可能エネルギー等の活用促進

①再生可能エネルギー等導入支援

温室効果ガスを排出する化石燃料等からの脱却を図るため、クリーンかつ持続可能なエネルギーとして、太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、地域の特性にあった再生可能エネルギー等の普及が期待されています。

国は、令和12年度（2030年度）に向けて、全電源に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%に拡大し、特に太陽光は14～16%を担うとする新たなエネルギー基本計画を定めました。

市では、南に傾斜した地勢を活かし、太陽エネルギー利用設備（太陽光発電システム・太陽熱利用システム）導入促進の取り組みを進めるとともに、市有施設においては、排熱や消化ガスなど未利用エネルギーの利用促進に努めます。更に、市民や事業所における再生可能エネルギー電力の利用を促進します。

（主な施策・事業）

- ・太陽光発電システムの普及促進
- ・再生可能エネルギーに関する普及・啓発
- ・再生可能エネルギー電力調達の促進 新規
- ・電力の地産地消に向けた調査・検討 新規

②市有施設での率先的導入と普及・啓発の促進

市役所や公共施設などの市有施設において、率先的に再生可能エネルギー等の導入を図るとともに、全庁的に再生可能エネルギー等への理解と活用に努めます。

（主な施策・事業）

- ・公共施設への太陽光発電システム等の最大限導入
- ・小水力発電など水エネルギーの利用
- ・排熱・消化ガスの利用
- ・温室効果ガスの排出量抑制に配慮した電力調達 新規
- ・省エネルギー効果の高いLEDや高効率設備等への更新 新規
- ・施設の更新や大規模改修時のZEB化の検討 新規

4.2.3 環境に配慮した運輸部門における施策の推進

①公共交通利便性向上の促進

運輸部門における温室効果ガスの排出量は、平成11年度（1999年度）から徐々に減少してきています。車種別では、乗用車では大幅に削減が進んでいますが排出量は最も多い状態です。また、普通貨物車においては削減がほぼ進んでいないことから、乗用車、普通貨物車の利用抑制および公共交通機関の利用促進を図ります。

（主な施策・事業）

- ・「公共交通改善計画」の推進
- ・バスロケーションシステムの導入や乗り継ぎの円滑化などによる公共交通の利便性の向上
- ・公共交通の利用促進と意識啓発のための交通環境学習の実施

②安全で快適な自転車利用環境の創出

自転車が安全で、快適に利用できるような交通環境の創出に向け、歩行者・自転車・自動車の利用状況や道路幅員などの現況をふまえながら、既存の道路の有効利用により、市全域を対象に自転車通行空間のネットワーク整備を進めます。

（主な施策・事業）

- ・自転車通行空間の整備
- ・自転車利用マナーの啓発
- ・駐輪場の整備など放置自転車対策
- ・シェアサイクル事業の推進 新規

③エコドライブの推進、次世代自動車の普及促進

脱炭素社会の実現をめざすにあたって、自動車を使用しながら温室効果ガス排出量を削減するために、次世代自動車の普及や、エコドライブの推進等が求められています。

(主な施策・事業)

- ・エコドライブの啓発
- ・自動車販売業者等と協力したエコカー・ゼロエミッション自動車の普及啓発 新規
- ・エコカー・ゼロエミッション自動車の利用環境の整備 新規

4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入。
- 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容。
- 発生抑制・再使用を推進するための、市民・事業者・行政の三者による協働の促進。
- 家庭系ごみ・事業系ごみの減量の推進（紙ごみ・食品ロス・プラスチックごみ等）。
- 各種廃棄物関連の法律対策等の推進。
- リサイクルと適正処理に対応した分別収集体制の拡充。
- 安定した中間処理施設等の運用。

環境目標 ③

発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度（2027年度）までに平成28年度（2016年度）比8%削減し、循環型社会の構築をめざす

豊中市では、「豊中市一般廃棄物処理基本計画」およびアクションプランである「豊中市ごみ減量計画」に基づき、循環型社会づくりに取り組んできました。

3R（発生抑制・再使用・リサイクル）のうち、特に優先順位が高い発生抑制・再使用に比重を置いて取組みを進めるとともに、質の高いリサイクルを推進し、よりいっそう、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の減量を図るため、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、ごみの焼却処理量を令和9年度（2027年度）までに平成28年度（2016年度）比8%（約9千t）削減することを掲げ取り組んできました。今後、同計画に基づき、家庭系ごみ・事業系ごみについて、市民のライフスタイルの変容も考慮し、ごみの減量に取り組んでいきます。また、絶え間なく変化する廃棄物関連の法や制度を遵守し、実効性のある対策を推進していきます。

なお、ごみの焼却処理量は、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみ（可燃ごみ＋選別可燃物）の年度合計です。

指標

指標	指標の示すもの	目標 【令和9年度（2027年度）】
【代表指標】 焼却処理量（t）	豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみ（可燃ごみ＋選別可燃物）の年度合計量	約95千t/年 (H28年度(2016年度)実績:約104千t)
【指標】 家庭系ごみ1人1日あたり排出量（g） （再生資源を除く）	豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系ごみ搬入量（資源除く）の1人1日あたり量	約394g (H28年度(2016年度)実績:約414g)

事業系ごみ排出量 (t) (再生資源を除く)	豊中市伊丹市クリーンランドの事業系ごみ搬入量 (資源除く) の年度合計量	約 37 千 t (H28 年度 (2016 年度) 実績: 約 43 千 t)
食品ロス 1 人 1 日あたり量 (g)	家庭や事業者のごみに含まれる食べ残しや手つかず食品の 1 人 1 日あたり量 ^{*1}	高位目標 ^{*2} 94.7g 必達目標 ^{*2} 108.8g (R3 年度 (2021 年度) 推計: 111.5g)

※1 令和元年度家庭系ごみ排出実態調査・令和2年度事業系ごみ排出実態調査の割合から算出

※2 国・府の削減目標である平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロス量を半減させるという方針を踏まえ、大阪府の1人1日あたり量を必達目標とし、さらなる高みをめざすために大阪府の1人1日あたり量の削減率と同水準を高位目標として設定しています。

◆施策の方針

4.3.1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進

①市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築

ごみの減量につながるライフスタイルや事業活動を市民・事業者浸透させるため、市民・事業者・行政が目的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取組みを進めます。また、環境学習等の機会を通して、市民・事業者の自発的な3R行動を促進します。

(主な施策・事業)

- ・環境学習・教育の推進
- ・プラスチックごみの削減に向けた取組み 新規
- ・周辺自治体や事業者との連携 拡充
- ・3Rに取り組む市民団体やグループ活動等との連携

②家庭系ごみ減量等に関する取組み

ごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図ります。また、地域における3Rの取組みについて協働促進を図り、再生資源集団回収等、多様な再生資源の回収方法を提供することで、ごみの減量・リサイクルを推進します。

(主な施策・事業)

- ・地域での3R活動の活性化
- ・2R(発生抑制・再使用)の促進
- ・再生資源集団回収の推進
- ・多様な資源回収方法の構築
- ・適切な分別排出の浸透 拡充
- ・家庭系ごみの有料化の検討及びごみ処理手数料の適正化

③事業系ごみ減量等に関する取組み

事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理を推進するための情報提供等、支援策を充実します。また、排出ルールの浸透に向け、ごみ処理施設における搬入物調査の機会を通して適正な排出が行われるよう誘導するほか、中小事業者も含めた排出事業者における排出抑制を促進します。

(主な施策・事業)

- ・ごみ減量に向けた支援 拡充
- ・多量排出事業所におけるごみ減量の促進
- ・搬入物調査の活用
- ・中小規模事業者における分別排出の促進
- ・食品廃棄物リサイクル等の推進
- ・イベントにおける3Rの促進

④食品ロス削減に向けた取組み

食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性を認識することにより、自発的な食品ロス削減行動につながり普及啓発の実施、また、個々での取組みでは解決が難しい食品ロスを、生産から消費までを全体と捉え、市民、事業者、関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組みを推進します。

(主な施策・事業)

- ・食品ロス削減に向けた普及啓発
- ・市民・事業者等と連携した取組みの推進
- ・循環利用の推進

4.3.2 廃棄物の適正処理の推進

①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進

国・府の動向を注視するとともに、発火の危険性のあるモバイルバッテリー等の充電式電池の回収、プラスチックごみの回収など、これまでも行ってきた時代の要請に応じた分別収集を今後も推進します。また、公民連携により効率的な収集を実施し、市民サービスの向上を図るほか、豊中市、伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドの三者での連携のもと、リサイクル、適正処理を推進し、焼却処理量の削減に努め、最終処分場の安定的な確保を図ります。

(主な施策・事業)

- ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進
- ・モバイルバッテリーなどの危険物に関する市民啓発の強化 拡充
- ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用

4.3.3 災害廃棄物の適正処理

①災害廃棄物処理対応の推進

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等に備えるため、必要に応じて、「豊中市災害廃棄物処理計画」の見直しを行います。また、収集運搬・処理業務を継続するため、災害時対応マニュアルの再整備等、総合的な災害対策の充実を図るほか、平時から不用品等は事前に処理を行うよう市民等へ周知し災害廃棄物の発生抑制に努めます。

(主な施策・事業)

- ・災害廃棄物処理計画の見直し 新規
- ・災害廃棄物の適正処理の推進
- ・収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備
- ・災害廃棄物の発生抑制 新規

4.3.4 産業廃棄物の適正処理

①産業廃棄物の減量化・適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者をはじめ、収集運搬・処分に関わる事業者に対して、産業廃棄物の減量化・適正処理に向けた指導・啓発を行います。

(主な施策・事業)

- ・排出事業者、処理業者に対する産業廃棄物適正処理についての指導・啓発
- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 受け継がれてきたみどりの保全や育成を進めること。
- 地域の身近なみどりを創出していくこと。
- みどりの普及啓発や緑化活動への支援を進めること。
- みどりを活かした安全で快適な都市環境を実現していくこと。

環境目標 ④

みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす

豊中市では、「豊中市みどりの基本計画」などに基づく自然環境の保全や都市のみどりの創造に取り組んできました。今後も、受け継がれてきたみどりの保全や育成、生物多様性に配慮した活動の促進、都市の緑化等に努め、市域全体でみどり率 27%をめざすとともに、人の暮らしに隣接する身近な自然環境の中で多様な生きものが共生し、豊中らしいまちなみがはぐくまれることをめざします。

また、公園や農地などのみどりの利活用を推進するため、新たな活用方策などの検討も進めていきます。

指標

指標	指標の示すもの	目標 【令和9年度(2027年度)】
【代表指標】		
みどり率 (%)	樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合を示す (樹林・樹木+草地+農地+水面+屋上緑化で覆われた面積) / 市域面積	27.0% R3年度(2021年度)実績: 24.1%
【指標】		
緑被率 (%)	樹林・樹木の面積が市域に占める割合を示す	15.7% R3年度(2021年度)実績: 12.9%
みどりに対する満足度 (%)	みどりの量だけでなく質の観点を含めた満足度を示す	70.0% R3年度(2021年度)実績: 75.0%
市民1人あたりの公園・緑地面積 (m ² /人)	都市の人口規模を勘案した市内にある公園・緑地の市民1人あたりの面積を示す	7.17m ² /人 R4年度(2022年度)実績: 7.09m ² /人
みどりに関するイベント参加者数 (人)	みどりに関するイベントによる啓発の成果やみどりに対する関心度を示す	150,000人 (H30年度(2018年度)~R9年度(2027年度)累計) H30年度(2018年度)~R2年度(2020年度)実績: 44,202人
市民参加による生物調査の参加者数 (人)	身近な生物調査を通じた生物多様性の普及啓発の広がりを示す	増加
生物多様性の認知度 (%)	生物多様性についての啓発の成果や市民の関心度を示す	増加
景観に関する項目が盛り込まれている地区計画・協定等の数 (件)	良好な景観を持つ住宅地の広がりを示す	増加

◆施策の方針

4.4.1 受け継がれてきたみどりの保全や育成

①まとまりのあるみどりの保全や育成

公園・緑地や歴史や文化を伝えるみどり、市内に残る樹林地などのみどりを保全するため、樹木の剪定や森林病虫害の防除などのみどりの適正な維持管理を推進します。また、保護樹・樹林などのみどりの保全制度により、維持管理などの支援を図ります。

(主な施策・事業)

- ・公園・緑地のみどりの保全や育成
- ・歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成
- ・風致保安林の保全や育成（森林整備計画に基づく森林の保全や育成）
- ・民有地の樹林・樹木の保全に対する支援

②生物多様性の保全

竹間伐や草刈りなどの林床整備、森林病虫害の防除などにより、生物多様性を育む樹林地の保全を推進するとともに、特別緑地保全地区やビオトープの整備の推進などにより、生き物を身近に感じられる場づくりを推進します。また、これらの取組みや自然環境啓発イベントなどを通じて、生物多様性の保全に対する理解や関心を深めます。

(主な施策・事業)

- ・エコロジカル・ネットワークの形成
- ・ヒメボタルの生息地の保全
- ・島熊山緑地の保全

③連続性や水面のあるみどりの保全や育成

街路樹や緑道、河川・水路、ため池と一体となった樹林地などのみどりを保全するため、適正な維持管理を推進するとともに、一定の年数が経過した街路樹や緑道の樹木の更新、連続性を保つためのみどりの量の確保に努めます。

(主な施策・事業)

- ・街路樹の保全や育成
- ・河川のみどりの保全
- ・水路のみどりの保全や育成
- ・ため池のみどりの保全

④農地の保全

農地については、農業振興施策とも連携を図りながら、「生産緑地地区制度」などの活用により計画的な保全に努めるとともに、市民農園の利用を推進し、人と自然の触れ合いの場の提供に努めます。

(主な施策・事業)

- ・生産緑地地区制度の活用
- ・市民農園の活用

4.4.2 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

①公有地の緑化

駅前広場や道路をはじめとする公共施設などの公有地の緑化を推進するとともに、民有地の緑化の模範となるように、植栽空間の確保に努めながら、生物多様性や地域の植生、周辺環境、景観に配慮した樹種や草花の選定などの多様な手法によるみどりを創出します。

(主な施策・事業)

- ・駅前や道路における特色のある緑化
- ・多様な手法による公共施設の緑化
- ・市民の交流拠点となるポケットパークの緑化
- ・教育施設や保育施設における緑化

②民有地の緑化

「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化協議や緑化を支援するさまざまな制度により、民有地の緑化の取り組みを推進するとともに、各種支援制度の認知度を向上させるため、積極的な普及啓発に努めます。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮指針に基づく緑化
- ・住宅地における緑化
- ・商業地における緑化
- ・工業地における緑化
- ・道路沿線における緑化

③景観を形成するみどりづくり

風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区や景観形成協定など、みどりや景観に関するさまざまなルールや制度を用いて、樹木や草花による緑化を推進するとともに、花とみどりを効果的に使った良好な景観の形成を推進します。

(主な施策・事業)

- ・風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり
- ・良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり
- ・花とみどりの名所づくり
- ・みどりを見渡す眺望点づくり
- ・草花による美しいまちなみづくり

4.4.3 みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

①魅力的で利便性の高い公園づくり

既存施設の有効活用に重点を置き、多様化する市民ニーズに対応するため、市民参画などによる質を重視した公園の再整備を推進するなど、誰もが安全で安心して利用できる魅力的で利便性の高い公園づくりを推進します。また、みどりのある空間を市民交流の場として活用することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

(主な施策・事業)

- ・長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し
- ・安全で特色のある公園づくり
- ・開発許可制度および土地区画整理事業による身近な公園づくり
- ・地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり

②防災・減災に資するみどりづくり

公園・緑地の持つ役割に応じて、みどりによる延焼遮断帯の形成、災害発生時の避難場所や復旧・活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるほか、防災施設の適正な維持管理などにより、防災機能の強化を図るとともに、まちなかの延焼防止効果を高めるため、沿道などの緑化を推進します。

(主な施策・事業)

- ・公園・緑地における防災機能の強化
- ・庄内・豊南町地区における防災機能の強化
- ・地域防災計画に基づく市街地の緑化
- ・公共施設一体型公園づくり

③みどりの保全や緑化活動に対する支援

みどりの保全や緑化などの活動を推進するため、その拠点として設置された施設や場などを有効に活用し、適切な情報発信や普及啓発に努めることで、活動支援や人材の発掘、育成などを推進します。

(主な施策・事業)

- ・みどりに関する活動を広げる交流の場の活用
- ・花とみどりの相談所の活用

- ・緑化リーダーの養成
- ・生ごみ・剪定枝の堆肥化および堆肥の活用
- ・緑化樹木見本園および記念樹の森の活用
- ・みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用

④みどりの普及啓発

みどりに対する関心を深めるため、みどりに関するイベントを開催するとともに、みどりの保全や緑化に関する制度や活動などの情報発信を行います。

(主な施策・事業)

- ・みどりに関するイベントの開催
- ・みどりに関する情報発信
- ・自然体験および野外活動の場の活用
- ・緑化事業基金の活用

4.4.4 生物多様性の総合的な保全と活用

①生物多様性の総合的な保全と活用に向けた取組み

身近な自然環境に残された生物多様性を保全し、次世代に引き継いでいくため、自然の恵みに関する意識の向上や、自然環境の持続的な保全の推進を主目的に策定された大阪府生物多様性地域戦略をふまえた取組みを進めます。

取組みにあたっては、これまで市民の方々によって集められた生物基礎データなどを活用し、市域の生物多様性に関する幅広い情報の発信を行うなど、生物多様性に対する理解や関心を深めるための普及啓発に努めます。また、市民参加による身近な生物調査や自然観察会を実施します。

このような取組みと生物多様性の関係性を包括的に把握していくとともに、市域の全域が市街地化された本市の地域特性を十分考慮し、生物多様性の取組みを検討し進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・エコロジカル・ネットワークの形成(再掲)
- ・ヒメボタルの生息地の保全(再掲)
- ・島熊山緑地の保全(再掲)
- ・特定外来生物への対策
- ・持続可能な脱炭素社会づくり
- ・ビオトープや自然環境を活用したイベントの開催
- ・他の自治体と連携した森林や里山の保全と活用 新規
- ・生物多様性認知度向上に向けた取組み

4.4.5 都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創出

①良好な都市景観の保全・創出

本市の都市景観をより魅力的なものにするため、「景観法」・「豊中市都市景観条例」・「豊中市都市景観形成マスタープラン」などに基づき、地域が有する特性や課題、多様なニーズに応じて、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成推進地区の指定
- ・景観にかかわる各種協定等の推進
- ・都市景観形成建築物等の指定
- ・啓発・普及(各世代に対して啓発イベントの実施・とよなか百景のPR)
- ・景観計画区域内における行為の届出制度

②歴史的遺産および原風景の保全

歴史的価値や、自然と文化が一体化した環境及び景観に果たす役割をふまえて、史跡や建築物、街道などを保全することにより、市内の歴史的遺産や歴史的景観などの原風景の保全に努めます。また、歴史的まちなみなどについて周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域固有の歴史資源・景観資源として特色のあるまちづくりへの活用に努めます。

歴史・文化遺産のうち、特に歴史的価値や景観的価値の高いものを新たに文化財として指定・登録することにより、地域の景観資源として保全・活用に努めます。また、市民が歴史に親しめる環境づくりを進めるため、まちなみにある歴史・文化遺産のPRに努めるとともに、歴史に親しめる機会の創出や情報提供などを行います。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成建築物等の指定
- ・景観重要建造物等の指定
- ・文化財の指定・登録
- ・史跡の整備・保全
- ・指定文化財説明板の設置
- ・講座、講演、史跡見学などの啓発事業

③環境美化活動の促進

美しくうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、市民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、これらの活動に対する支援を行います。また、市民一人ひとりの不法投棄等への環境認識の醸成と向上を図るため、ごみのポイ捨て防止やペットのふんの持ち帰りなどの啓発に努めます。

(主な施策・事業)

- ・地域のみどりの愛護活動の推進
- ・ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりの推進
- ・まち美化活動協定の推進
- ・アダプト制度の推進
- ・違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）の推進
- ・空き地の適正管理の促進

④開発行為等における環境配慮の推進

開発行為等において、環境配慮指針に基づいた適切な指導や地域特性にふさわしい環境に配慮した事業となるよう協議します。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮指針の運用

⑤環境影響評価制度の推進

環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発行為等を行う事業について、計画構想の段階から環境への影響を調査するとともに、環境を守るための対策を検討し、環境に配慮した開発となるよう、環境影響評価制度を運用します。

(主な施策・事業)

- ・環境影響評価制度の運用

4.5 安全で快適な都市環境づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 環境基準達成、維持をめざした継続的な取組みを推進すること。
- 解体現場パトロールやアスベスト濃度測定により、アスベスト飛散防止対策を進めること。
- 航空機騒音やPM2.5（微小粒子状物質）など都市・生活型公害への対応を強化すること。
- 気候変動の影響を考慮して、水環境、水循環施策を推進すること。

環境目標 ⑤

環境基準の達成状況 100%で快適な都市環境をめざす

豊中市では、市民が安全で快適な日常生活を過ごすため、環境汚染防止対策や都市・生活型公害対策に取り組み、生活環境の改善を進めてきましたが、市の取り組みだけでは環境基準の達成が困難な項目が、課題として残っています。

市独自では解決が困難な問題に対しては、国や大阪府、周辺地域、その他関係機関と連携しながら環境基準達成状況の向上をめざし、航空機騒音については、空港管理運営者や各航空会社に対して低騒音型機の導入や騒音軽減運航の推進を要望するとともに、周辺地域の整備及び環境改善の取組みを進めていきます。

また、気候変動に伴う都市部での集中豪雨等の異常気象の可能性などを考慮した取組みについても進めます。

指標

指標	指標の示すもの	目標 【令和9年度（2027年度）】
【代表指標】 環境基準達成状況（％）	人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。 ※100%の達成が困難なものは前年度との比較などから、その途中経過が見えるように達成状況を測る。	大気、水質、道路騒音、航空機騒音、ダイオキシン類 それぞれ100%
【指標】 大気に関する注意喚起回数（回） （光化学スモッグ予報・注意報、PM2.5（微小粒子状物質）等の注意喚起発令回数を想定）	環境汚染（大気）の状況を示す	減少
雨水排水整備率（％）	水循環に関する指標	増加
環境配慮のうち雨水利用に関するもの （雨水利用の件数・容量（件・ℓ））	開発事業などにおける水循環の雨水貯留に関する指標	増加

◆施策の方針

4.5.1 環境汚染防止対策の充実

①典型公害対策の充実

工場・事業場に対して、各種規制基準遵守を指導し、必要に応じて立入検査等を行うとともに支援を行います。また、国等から化学物質の研究に関する最新の情報を収集・提供し、市民への正しい知識の普及に努めます。

(主な施策・事業)

- ・工場および事業場に対する届出指導等、立入検査、規制基準遵守確認検査（排水、排気ガス、騒音、振動など）
- ・事業者による指定化学物質の排出量、移動量、取扱量の把握等の支援
- ・事業者による化学物質管理計画および管理目標の策定の支援
- ・国等からの最新情報の収集および提供

②環境監視と情報提供

環境汚染防止のための規制措置を適正に実施するため、環境汚染物質の常時監視を行うとともに、測定データをホームページ等で公開し、市民にわかりやすい形での情報提供および注意喚起を行います。

(主な施策・事業)

- ・環境汚染物質の常時監視（大気汚染、公共用水域水質、アスベスト、ダイオキシン類（大気、河川水質および底質、地下水、土壌））
- ・大気汚染常時監視測定局の維持管理
- ・ホームページ等による情報提供および注意喚起

③土壌汚染対策の推進

土壌汚染による市民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法に基づき、土地所有者等が行う土壌汚染状況調査や、汚染の除去等の措置に対する指導を行います。

(主な施策・事業)

- ・土壌汚染防止等に向けた立入検査および指導
- ・土壌汚染に関する履歴調査および届出等の指導
- ・土壌汚染に係わる地下水調査
- ・土壌汚染に係る情報提供

④アスベスト飛散防止対策

特定粉じん排出等作業実施届出が提出された建築物解体作業等の作業現場において飛散性アスベスト除去工事等の監視を行うなど、アスベスト飛散防止についての指導を行います。

(主な施策・事業)

- ・解体現場パトロールの実施
- ・特定粉じん排出等作業立入検査
- ・アスベスト濃度測定

4.5.2 都市・生活型公害対策の推進

①都市・生活空間における環境対策の推進

幹線道路沿道において、騒音や排気ガスなどについて、対策の充実・強化を働きかけるとともに事業者の排出抑制対策の促進やエコカー・ゼロエミッション自動車（次世代自動車等）の普及・導入の促進を行います。航空機騒音の状況を把握するため、騒音測定を行うとともに、必要に応じて調査を行います。光化学オ

キシダントやPM2.5（微小粒子状物質）や道路騒音、航空機騒音などの市単独で解決できない問題に対しては、国や大阪府、近隣都市などと連携した取組みを行います。

（主な施策・事業）

- ・道路騒音の測定と評価
- ・航空機騒音の測定と評価
- ・カラオケ、深夜営業規制
- ・公害苦情対応

②異常気象に対する適応策

気候変動に起因する異常気象に対応するための取組みを進めます。

また、建物の省エネ化、屋上・壁面緑化なども含めた緑化、人工排熱の低減等のヒートアイランド対策について普及啓発を行います。

（主な施策・事業）

- ・ハザードマップの整備
- ・建物の省エネ化推進
- ・みどりの保全・創出（壁面・屋上・沿道緑化など）

4.5.3 健全な水環境・水循環の創出

①都市における水循環の保全

水資源の有効活用を図るため、雨水の貯留・活用を推進します。また、水循環の確保のため、保水機能や水質浄化機能などを有する緑地や農地の保全と活用を進めるとともに、市民にとって身近な水辺空間・親水空間の保全や創出を行います。

（主な施策・事業）

- ・環境影響評価、環境配慮指針の運用
- ・緑地や農地の保全と活用
- ・水辺空間・親水空間の保全・創出

②環境にやさしい上下水道事業の展開

上下水道は、事業活動を通じて多くのエネルギーを使用したり、廃棄物等を発生させたりするなど、環境に負荷を与える一方で、新たなエネルギー源や再利用可能な資源を有しています。こうしたことから、上下水道事業では、積極的な環境対策への取組みを進めます。

（主な施策・事業）

- ・環境負荷の低減に向けた施策の実施と公表
- ・エネルギーの新たな活用や新技術の導入に向けた調査・検討
- ・放流水における水質基準の確保と公表
- ・合流区域における汚濁負荷量の改善
- ・直結式給水の普及促進
- ・漏水防止対策の推進
- ・処理場・ポンプ場の改築更新
- ・雨水管等の整備

第5章 計画の推進方策

- 5.1 連携と役割分担
- 5.2 組織体制
- 5.3 計画の具体的な推進方策

第5章 計画の推進方策

5.1 連携と役割分担

市は、本計画において、将来の「望ましい環境都市像」と、その実現に向けた道筋を示し、積極的に行政としての役割を果たしていきます。一方で、「環境目標」の実現や、第4章に示した施策の推進に向けては、市民・事業者・行政等の各主体が連携し、それぞれの特性を活かした役割分担により、進めていく必要があります。

これまでも市は、市民・事業者・行政等によるパートナーシップ組織「とよなか市民環境会議」において具体的な合意形成を図ってきました。また「とよなか市民環境会議」のもと市民・事業者・行政の行動計画として策定された「豊中アジェンダ21」と「豊中市環境基本計画」がともに目標を共有し、車の両輪のような関係になりながら豊中市のよりよい環境に向けた取り組みを進めてきました。

今後も、「望ましい環境都市像」の実現に向けて、「とよなか市民環境会議」を協働の場として活用するとともに、本計画と「第3次豊中アジェンダ21」とが車の両輪のような関係となり、各々の主体の連携をいっそう深め、適切な役割分担をしながら、市として中心的な役割を果たしつつ、市民・事業者等への技術的支援や経済的支援を行います。

5.2 組織体制

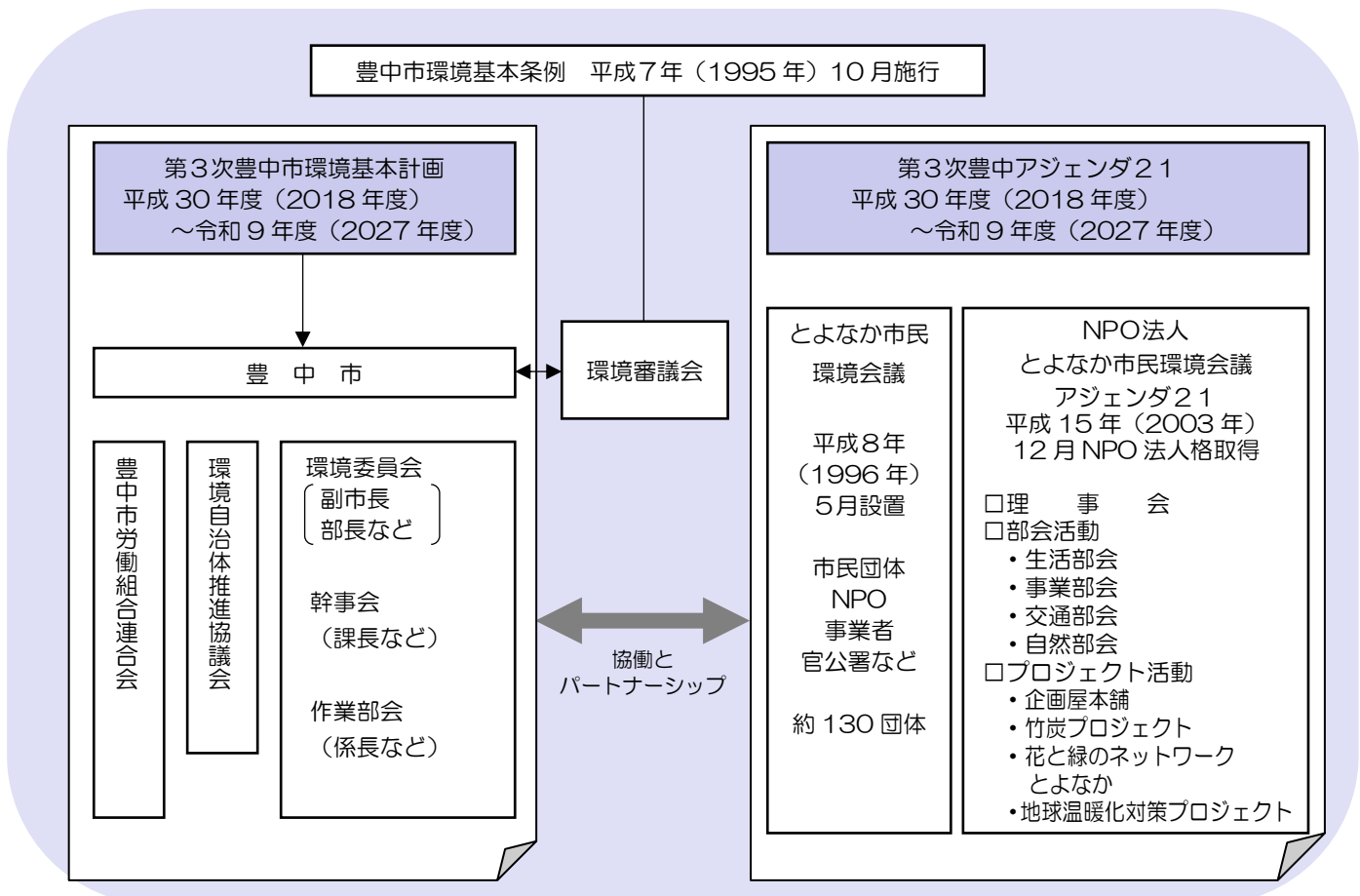
(1) 環境行政の総合的・計画的な推進に向けた組織体制

「豊中市環境基本条例」に基づき設置されている、環境の保全および創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための体制である「環境委員会」を活用し、市が主体として取り組むべき施策・事業について総合的な調整を行うとともに、計画に基づく施策・事業の進捗状況について進行管理を行い、計画的な推進を図ります。

また、市長の附属機関として、学識経験者や市民団体代表、市民公募委員から構成される環境審議会を設置し、環境保全に関する基本事項を調査・審議するなかで、施策のPDCAサイクルを運営し、学術的・専門的な見解や市民意見の施策への反映を行います。

(2) 第3次豊中アジェンダ21との連携体制

本計画と「望ましい環境都市像」「基本姿勢」「環境目標」を共有し、豊中市のよりよい環境を推進するために車の両輪のような関係に位置付けられている「第3次豊中アジェンダ21」を市民・事業者・行政等が一体となって推進します。そのためにも、「第3次豊中アジェンダ21」の策定主体であり、市内の約130の団体や企業から構成される「とよなか市民環境会議」や、「第3次豊中アジェンダ21」の主な活動推進団体である「NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21」といっそうの連携を図り、役割分担を明確にしながらか市民・事業者・行政等が一体となって推進する環境活動の輪をひろげます。



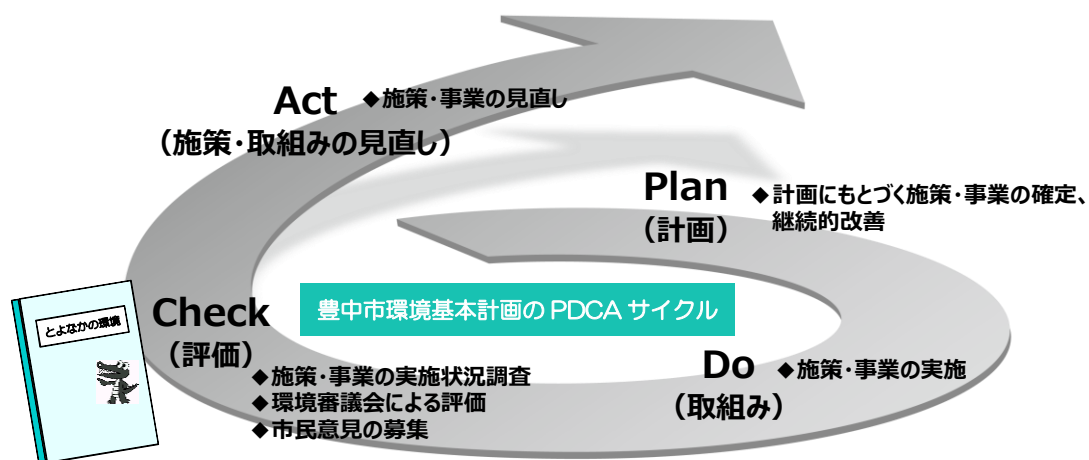
5.3 計画の具体的な推進方策

これまで、「第2次豊中市環境基本計画」の進行管理を行うなかで、進捗状況を毎年点検し、目標の達成に向けて取組み内容を改善するPDCA（Plan（計画）－Do（取組み）－Check（評価）－Act（施策・取組みの見直し））の仕組みを確立し、着実に進めてきました。

「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理においては、協働とパートナーシップの質の評価のために、新たに設ける協働の取組みに関する意見交換会の開催時期などを考慮するなど、適切な時期でPDCAサイクルを運用します。これまでのPDCAサイクルのプロセスを継続しながら、前年度の活動実績などをインターネット上のさまざまなサービスを活用して公表・説明し、それに対する環境審議会による評価と市民との意見交換をもとに施策や事業の見直しを行い、予算に反映していきます。その内容については、とよなかの環境（豊中市環境報告書）において毎年公表します。

施策の進捗状況や効果については多面的に評価を行い、限られた資源の有効活用を図りつつ、必要に応じた資源（人・モノ・カネ）の確保に努めます。評価にあたっては第4章に示す指標によって行いますが、進行管理の中で評価方法の妥当性を検討し、必要に応じて、より適切な評価方法に変更することとします。

さらに、市政を取巻く状況の変化に対応した評価のあり方についても検討しながら、効果的・効率的な施策を進めていきます。



「望ましい環境都市像」の実現に向けては、環境分野における各個別計画を必要に応じて策定します。また、市の各分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図ります。

あわせて、市の行政評価と連携し、その結果を活用して計画の進行管理を図っていきます。

本市はこれまで、市民・事業者・行政等の各主体が協働して各施策を推進してきました。今後、第4次豊中市環境基本計画の策定に向けては、自治体連携の推進や事業者とさらなる協働を進めていきます。

資料編

1. 豊中市について
2. 環境関係法令一覧
3. 豊中市環境基本計画策定の流れ
4. 第3次豊中市環境基本計画中間見直しの経過
5. 諮問
6. 答申
7. 用語解説

資料編

1. 豊中市について

1. 豊中市の成り立ち

大阪府の北西部に位置しており、北部は池田市および箕面市と境をなし、東部は吹田市、南部に大阪市、西部に尼崎市および伊丹市と境をなしています。

大阪市への近さと丘陵地帯という特性から、明治 43 年（1910 年）、阪急電鉄宝塚線の前身、箕面有馬電気軌道が開通し、沿線は住宅地として駅を中心に開けはじめました。

大阪都市圏が周辺部を巻き込んで広がった昭和 30 年（1955 年）前後から都市化が進み、特に、庄内地域を中心にたくさんの木造賃貸住宅や小規模な戸建て住宅等が活発に建設されました。



図 1 豊中市の位置

2. 自然的条件

① 地理・地形

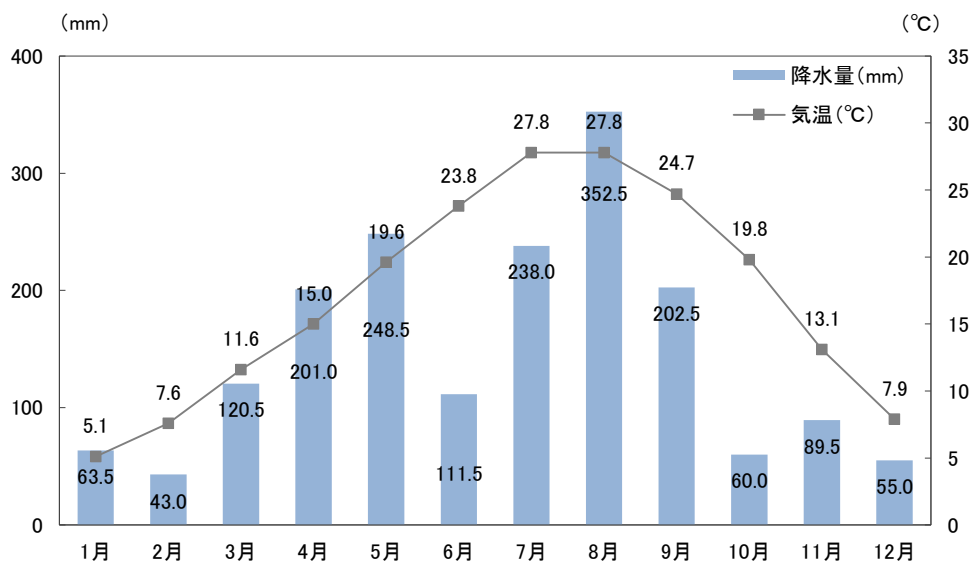
本市は、東経 135° 28′ 12″、北緯 34° 46′ 53″ に位置し、東西 6.0km、南北 10.3km で、面積は 36.6km² です。

地形は、北東の千里山丘陵部、中央の豊中台地、西・南の低地部からなっており、なだらかな南低北高の地形となっています。千里山丘陵は箕面山脈の断層崖下に半円形状に南に開き、市内で一番高い新千里北町から南部に向かってゆるく傾斜しています。市中央部の市街地では、標高 50m から 20m にゆるく傾斜した豊中台地となっています。

② 気象

気候は四季を通じて温和で、雨量も少ない瀬戸内式気候です。令和3年（2021年）における月平均気温は17.0度、年降水量は1,785.5ミリです。

また、令和2年（2020年）における真冬日は0日、真夏日数は68日、令和3年（2021年）における真冬日は0日、真夏日数は83日です。



(出典：令和3年豊中市統計書)

図2 令和3年（2021年）月別平均気温および降水量

	平均気温	最高気温	最低気温	日最低気温 0°C未満の 日数 (冬日)	日最高気温 0°C未満の 日数 (真冬日)	日最低気温 25°C以上の 日数	日最高気温 25°C以上の 日数 (夏日)	日最高気温 30°C以上の 日数 (真夏日)	日最高気温 35°C以上の 日数 (猛暑日)
単位	°C	°C	°C	日数	日数	日数	日数	日数	日数
令和2年 (2020年)	16.9	39.3	-2.8	14	0	34	150	68	23
令和3年 (2021年)	17.0	38.8	-5.8	21	0	27	143	83	17

(出典：気象庁)

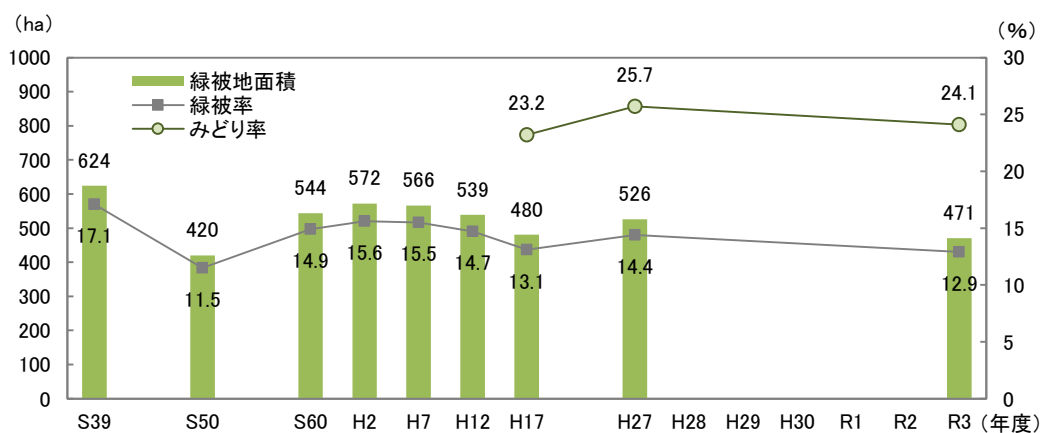
表1 過去の気象条件

③ みどり

市域の面積のうち樹林や樹木などで覆われる面積の比率(緑被率)は、昭和39年度(1964年度)頃は17.1%ありましたが、千里ニュータウン開発などにより大きく減少しました。その後の緑化活動などによりやや増加したものの平成7年度(1995年度)から減少に転じ、令和3年度(2021年度)は12.9%となっています。

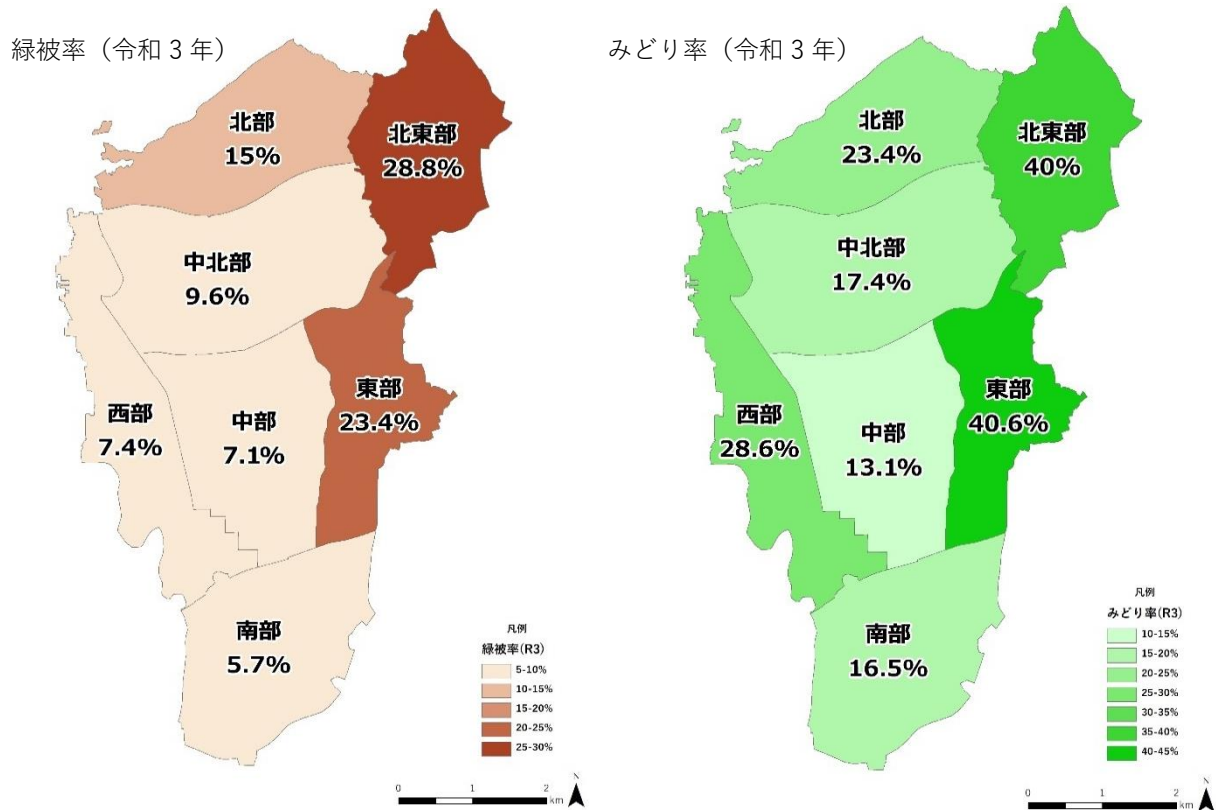
また、平成17年度(2005年度)から新たに設定された「みどり率」(市域の面積のうち樹林や樹木、草地、農地、水面、屋上緑化で覆われた面積の比率)は、平成17年度(2005年度)の23.2%から平成27年度(2015年度)の25.7%へ増加しましたが、令和3年度(2021年度)は24.1%となっています。

市内のみどりは、主に北東部、東部に多く、地域差が見られます。



(出典: 豊中市調査(およそ5年ごとの調査、ただし昭和45年度、昭和55年度、平成22年度の緑被地面積、緑被率は未調査)

図3 緑地面積および緑被率、みどり率の推移



(出典：豊中市資料)

図 4 地域別の緑被率・みどり率

3. 社会的条件

① 人口・世帯数

本市の人口は、昭和60年代にピークを迎え、平成17年（2005年）頃にかけて減少傾向にあったものの、その後大規模住宅の建替え等による40歳代前半までの若者層の転入超過などに伴って増加に転じ、令和3年（2021年）には約40万1千人となっています。

世帯数は、継続的に増加傾向にあり、令和3年度（2021年度）には約17万8千世帯、1世帯あたり人員は2.25人となっています。

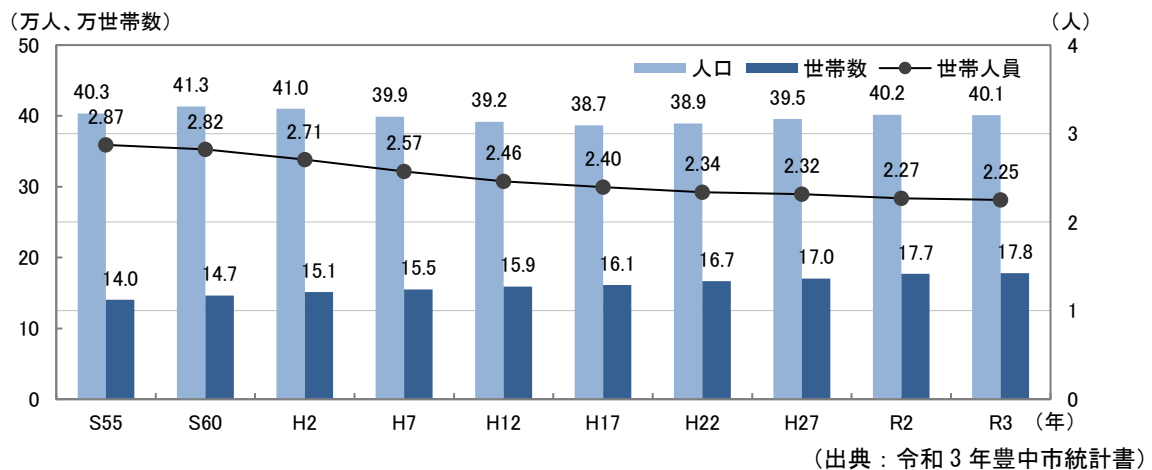


図 5 人口・世帯数の推移

昭和55年（1980年）以降の年齢層別人口の推移を見ると、豊中市においても少子高齢化傾向が見られ、人口の将来展望では、15歳未満人口の減少傾向は今後下げ止まる一方、15～64歳人口の減少傾向および65歳以上人口の増加傾向は今後も継続すると想定されています。

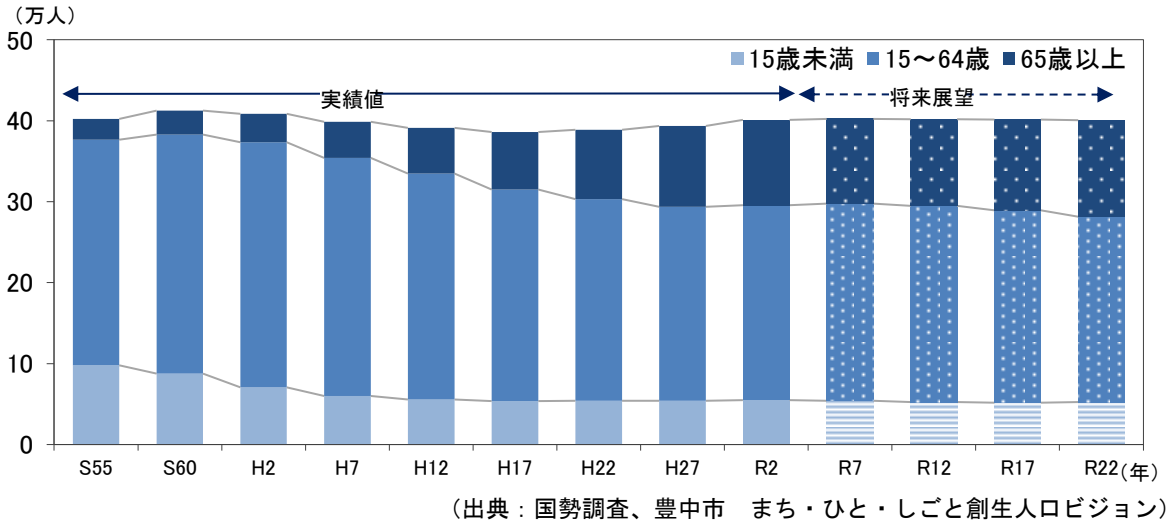


図 6 年齢層別人口の推移

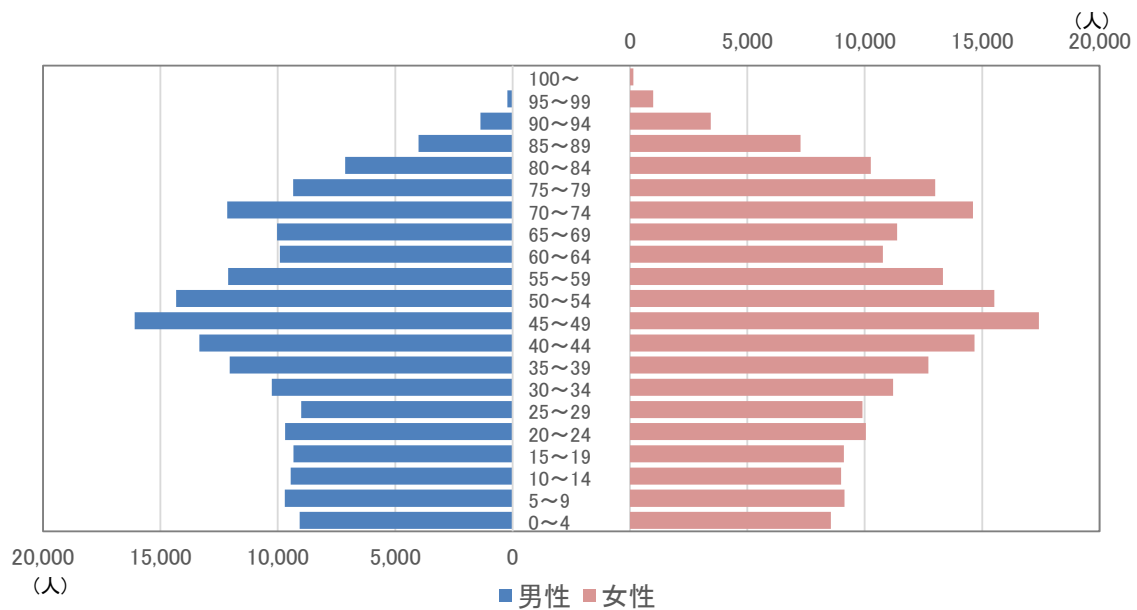
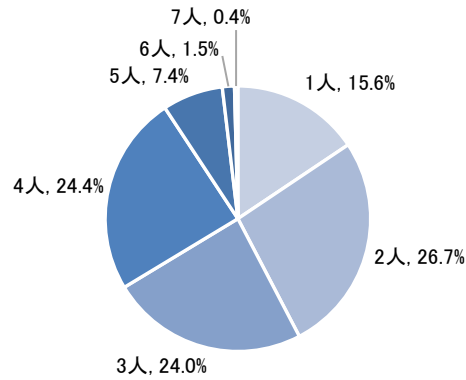


図 7 年齢別人口分布（令和2年）

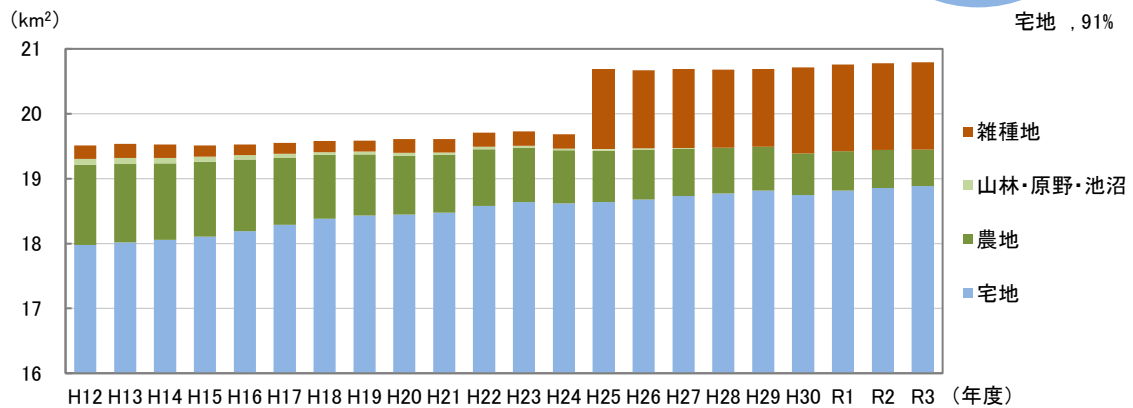
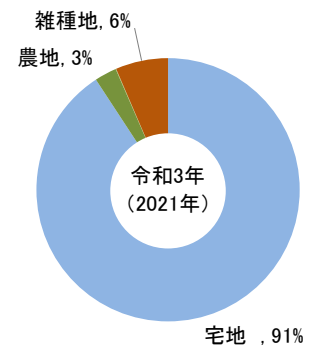


(出典：令和2年国勢調査)

図8 世帯人員の人数別一般世帯人員の割合（令和2年）

② 土地利用

全域が市街化区域に指定されています。宅地（住宅地、商業地、工業地など）の割合が多く、全体の90%以上を占めています。



注)平成24年に大阪国際空港用地の所有権が民間移管されたことにより、平成25年度以降、課税対象の土地(雑種地)が増えています。

(出典：豊中市統計書)

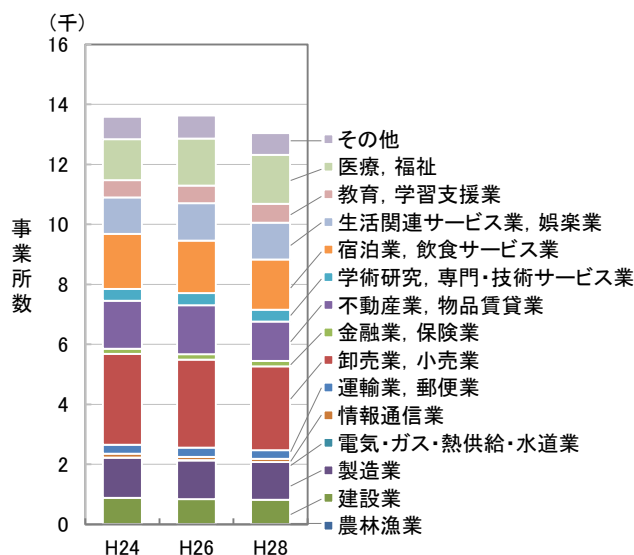
図9 固定資産税評価対象地の経年変化状況

③ 産業構造

市内の事業所数（民営）は約 1 万 3 千事業所で、府内で第 4 位となっています。

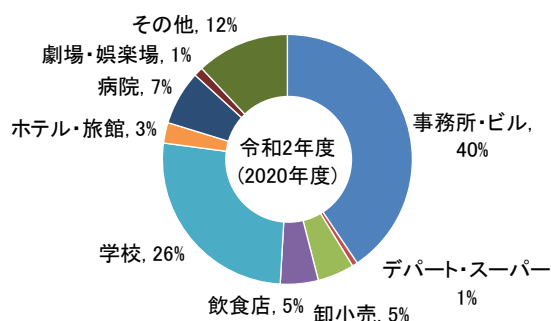
産業別に見ると第 3 次産業が約 84%（約 1 万 1 千事業所）と多数を占め、第 2 次産業は約 16%（約 2,100 事業所）となっています。

第 3 次産業について延床面積で見ると、事務所やビルが 40%、学校が 26%、病院が 7% などとなっており、豊中市の特徴として事務所、ビルや学校が多いことが挙げられます。



（出典：経済センサス）

図 10 産業別事業所数



（出典：豊中市調査）

図 11 第 3 次産業事業所の延床面積の比率

④ 運輸

1) 鉄道・バスネットワーク

市内には、阪急電鉄宝塚線 6 駅、北大阪急行 2 駅、大阪モノレール 5 駅の計 13 駅があります。隣接する池田市、箕面市、吹田市、大阪市、兵庫県尼崎市にも市内からアクセスできる駅があり、特に南北の移動については鉄道での利便性が高い特徴があります。

一方、東西方向の市内移動は主にバスが担っており、駅から住宅地へ、または駅から他路線の駅へと多くのバス路線が広がっています。しかし、東西間における公共交通ネットワークには、市域南側において脆弱であることなど課題もあり、市では地域公共交通網の充実に向けた取組みを行っています。

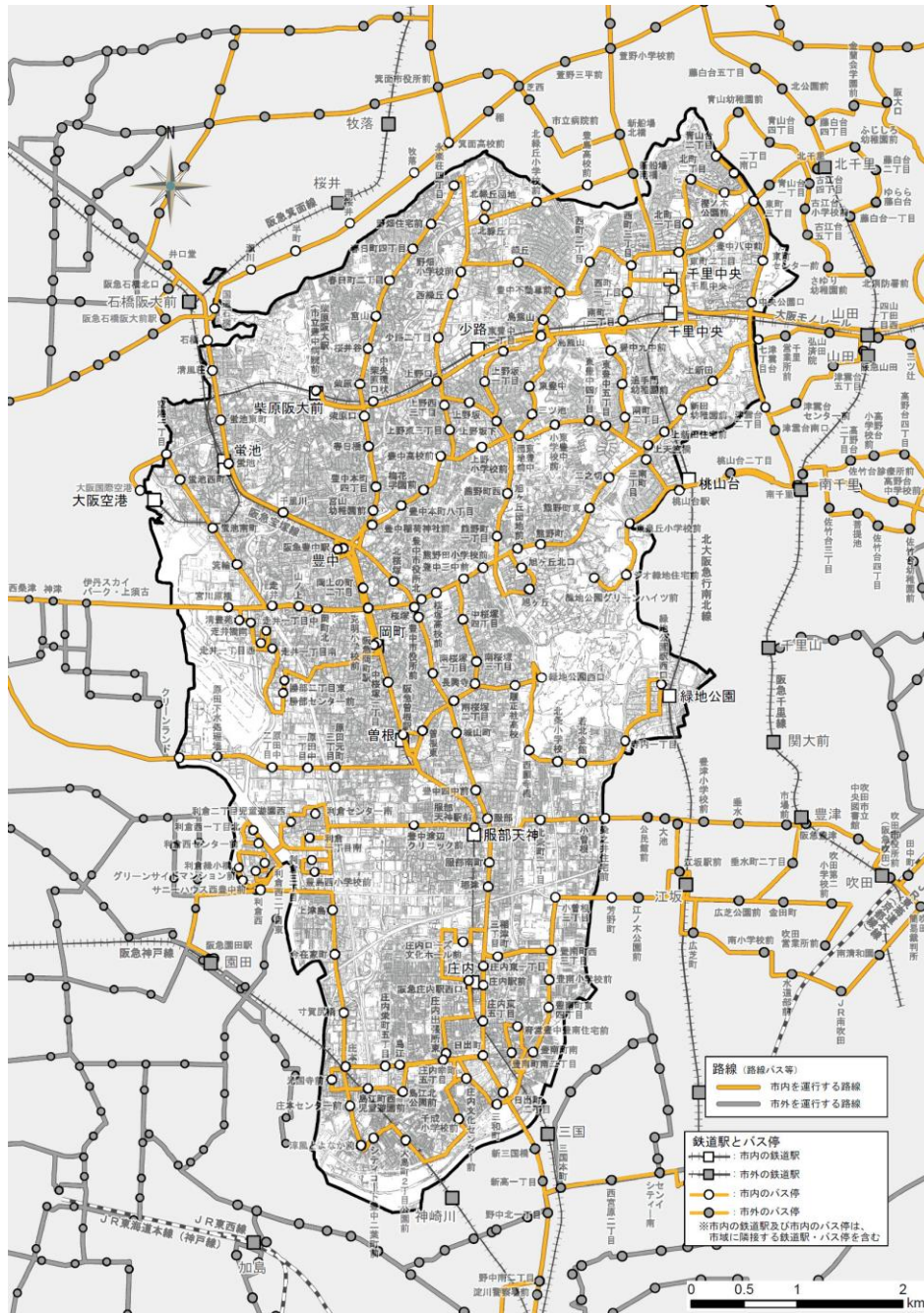


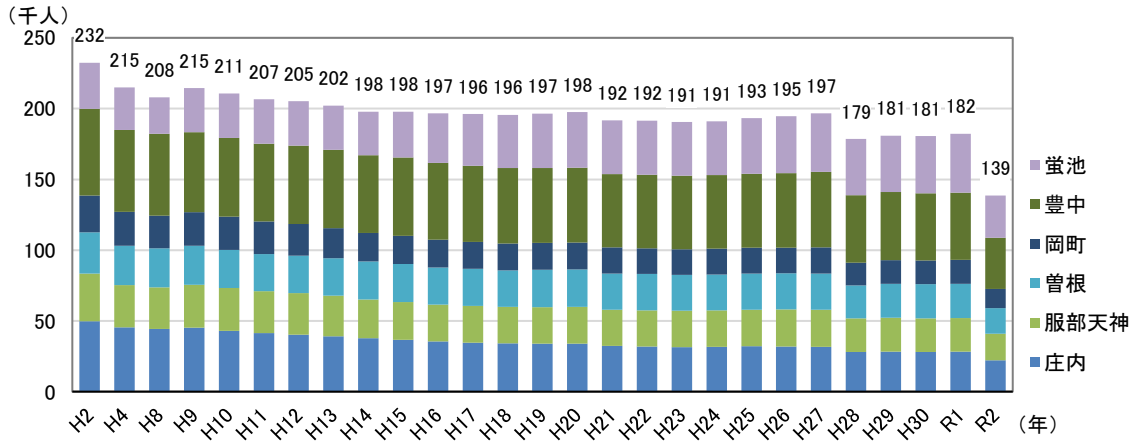
図 12 豊中市内の公共交通網

2) 鉄道利用状況

市内を走る鉄道としては、阪急電鉄、北大阪急行、大阪モノレールがあります。

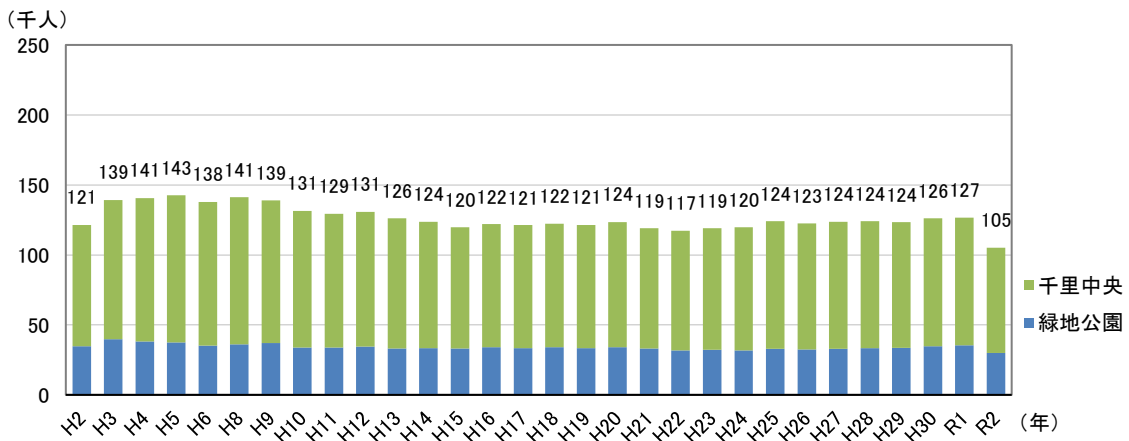
阪急電鉄の乗降者数は長期的に減少傾向にあり、さらに令和2年(2020年)の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響により、大きく利用者数が減少し、約13万9千人/日となりました。

北大阪急行や大阪モノレールも同様に乗降客数が減少し、令和2年(2020年)の乗降客数はそれぞれ約10万5千人/日、約7万7千人/日となっています。



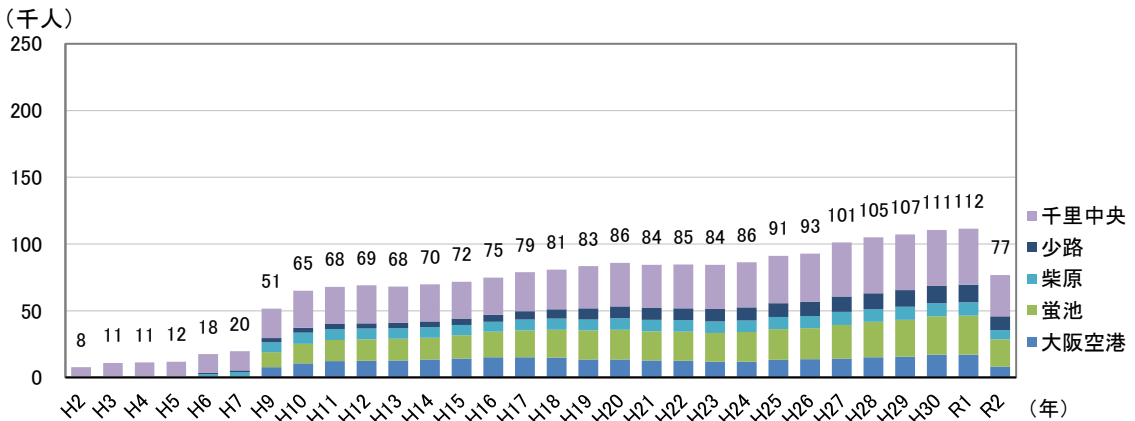
(出典：豊中市統計書)

図 13 阪急電鉄の1日あたりの乗降車人数の推移



(出典：豊中市統計書)

図 14 北大阪急行の1日あたりの乗降車人数の推移



(出典：豊中市統計書)

図 15 大阪モノレールの1日あたりの乗降車人数の推移

3) バス利用状況

阪急バスの利用者数は減少傾向にあり、平成4年度（1992年度）まで増加したものの、その後減少に転じました。平成27年度（2015年度）の1日あたりの乗降者数は平成4年度（1992年度）のピーク時の6割程度に減少し、約10万2千人/日となっています。令和2年は、鉄道同様、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響を受けて約8万5千人/日に減少しています。

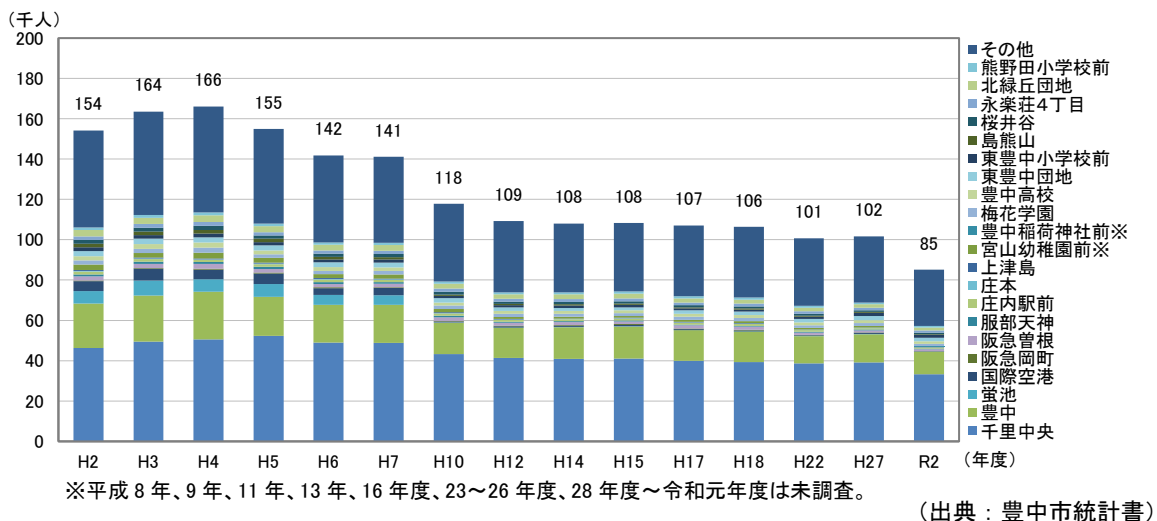


図 16 阪急バスの1日あたり乗降者人数の推移

4) 自動車保有状況

本市の自動車保有状況としては、小型四輪車が平成3年（1991年）まで増加していましたが、その後大きく減少しており、代わりに普通車が増加しました。令和3年（2021年）には、小型四輪車が約32,000台、普通車が約46,000台となっています。原動機付自転車は平成24年（2012年）に増加したものの、その後減少傾向が続いており、令和3年（2021年）には、約30,000台となっています。

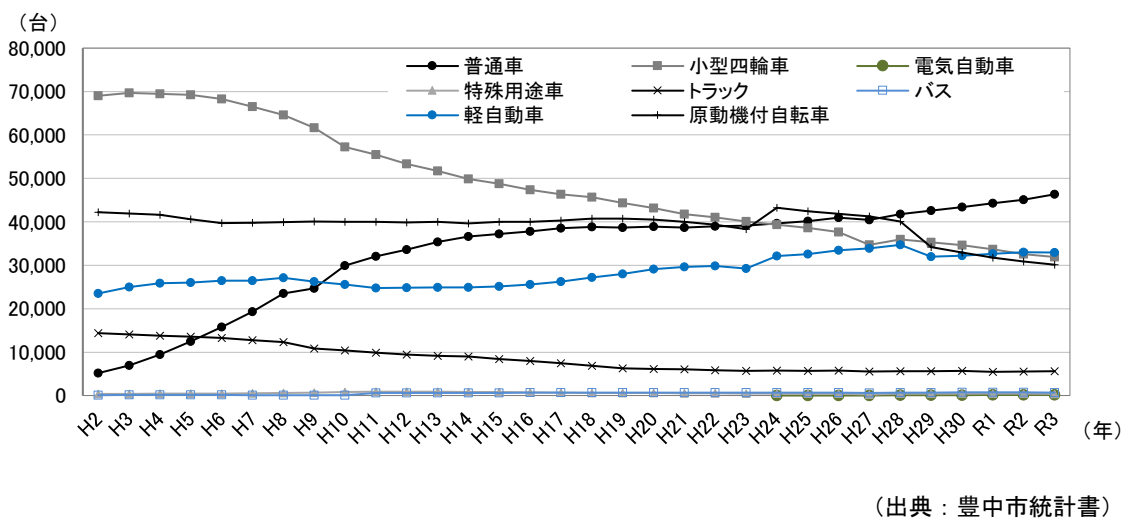
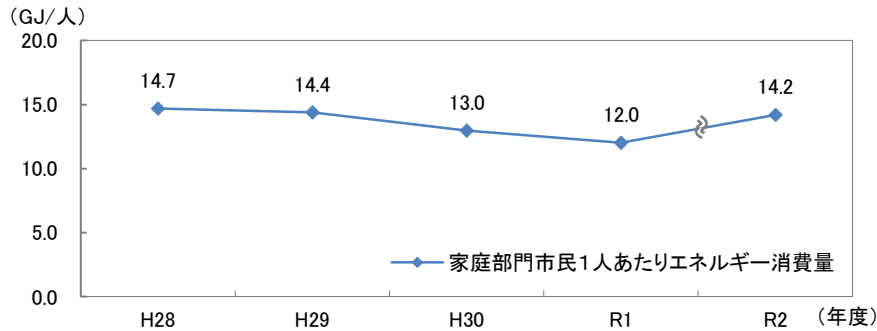


図 17 自動車保有台数の推移

⑤ エネルギー消費

1) 家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量

平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)にかけて、家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量は減少しましたが、令和2年度(2021年度)は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響を受けたライフスタイルの変化によって増加しています。



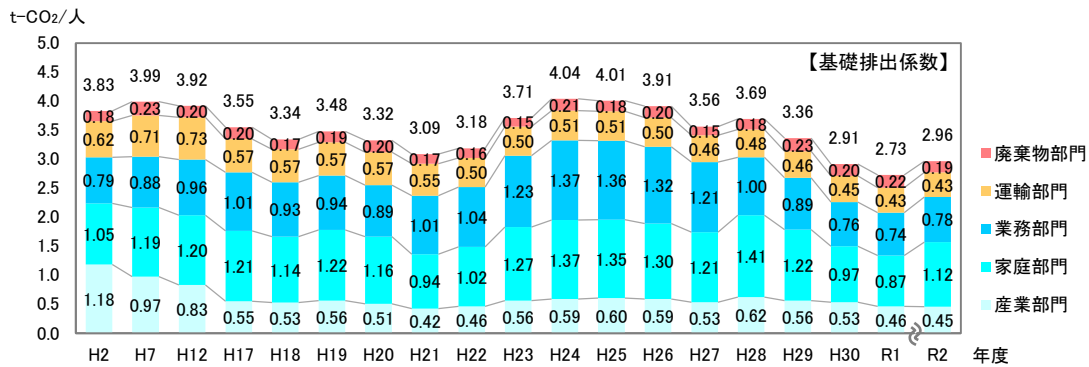
※令和2年度からエネルギー消費量の算定のもととなる市内の総販売電力量を把握できるようになり、令和元年以前とは非連続となっています。

(出典：とよなかの環境(豊中市環境報告書))

図 18 家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量の経年変化

2) 市民1人あたりの温室効果ガス排出量

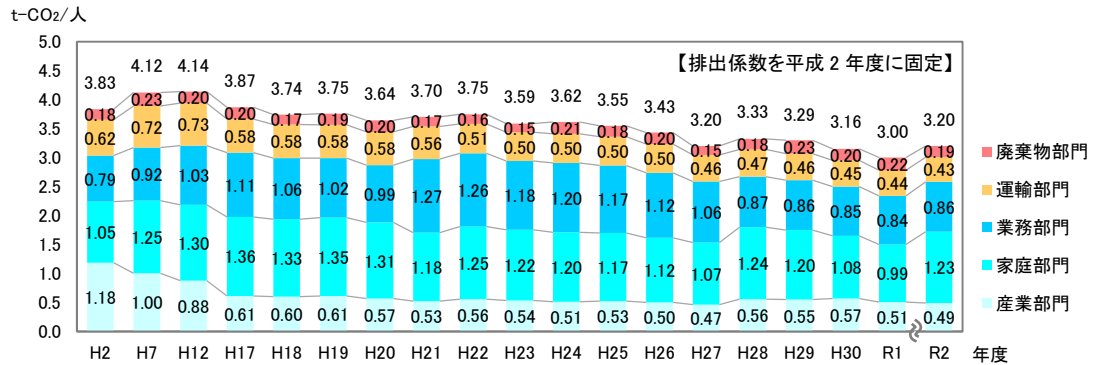
市民1人あたりの温室効果ガス排出量については、年度ごとの増減はあるものの、減少傾向が見られます。平成2年度(1990年)と比較して産業部門、運輸部門では減少している一方で、廃棄物部門では横ばい、家庭部門、業務部門では増加となっています。



※令和2年度からエネルギー消費量の算定のもととなる市内の総販売電力量を把握できるようになり、令和元年以前とは非連続となっています。

(出典：豊中市データ)

図 19 市民1人あたりの温室効果ガス排出量の推移(部門別)【基礎排出係数】



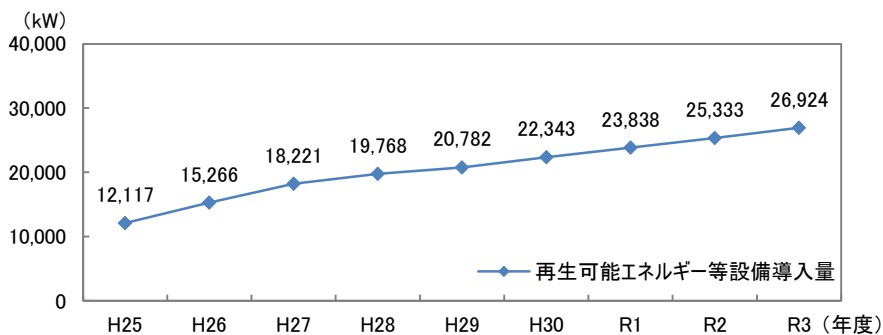
※令和2年度からエネルギー消費量の算定のもととなる市内の総販売電力量を把握できるようになり、令和元年以前とは非連続となっています。

(出典: 豊中市データ)

図 20 市民1人あたりの温室効果ガス排出量の推移(部門別)【係数を平成2年度に固定】

3) 再生可能エネルギー等設備導入量

令和3年度(2021年度)において、本市の再生可能エネルギー等設備導入量は、約27,000kWとなっています。

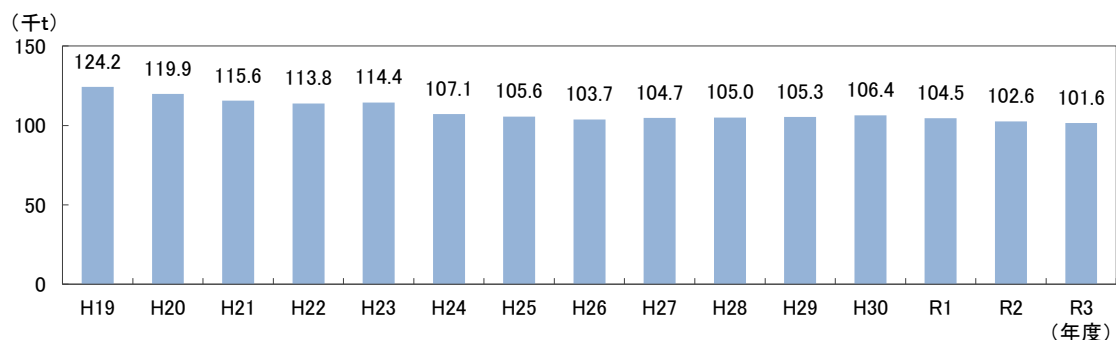


(出典: 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト)

図 21 本市の再生可能エネルギー等設備導入量

4) ごみ排出量

ごみの量(資源化されずに焼却・破砕等されるごみ)は減少傾向となっています。



(出典: とよなかの環境(豊中市環境報告書))

図 22 ごみの量の推移

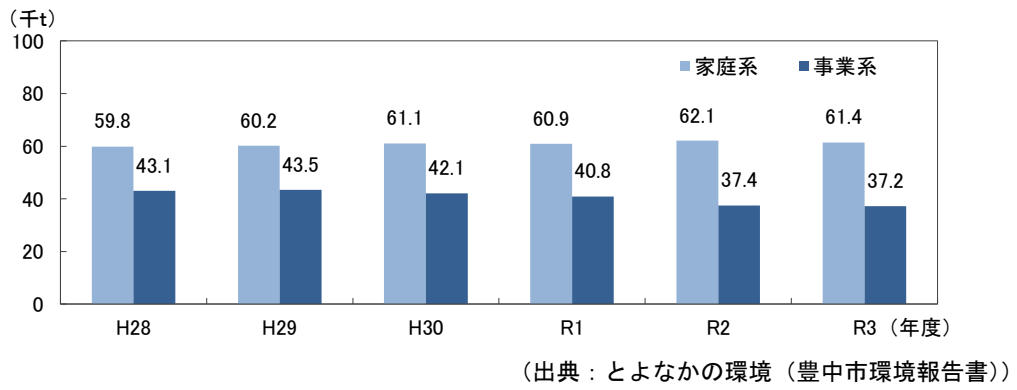


図 23 家庭系・事業系ごみ収集量の推移

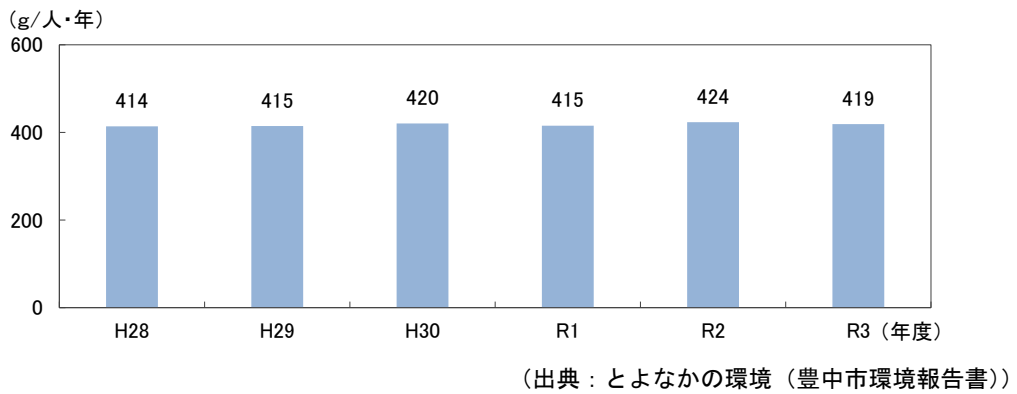


図 24 家庭系ごみ1人1日あたりの排出量の推移

2. 環境関係法令一覧

【環境全般】

名称

環境基本法
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

【脱炭素社会に関するもの】

地球温暖化対策の推進に関する法律
エネルギーの使用の合理化等に関する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
都市の低炭素化の促進に関する法律
気候変動適応法

【循環型社会に関するもの】

循環型社会形成推進基本法
資源の有効な利用の促進に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
資源の有効な利用の促進に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
特定家庭用機器再商品化法
建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
使用済自動車の再資源化等に関する法律
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
食品ロスの削減の推進に関する法律

【自然環境に関するもの】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
自然環境保全法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
生物多様性基本法
自然再生推進法
文化財保護法
都市計画法
都市緑地法
生産緑地法
エコツーリズム推進法

【都市環境・生活環境に関するもの】

大気汚染防止法
水質汚濁防止法
土壌汚染対策法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
ダイオキシン類対策特別措置法
工場立地法
景観法

3. 豊中市環境基本計画策定の流れ

平成7年度（1995年度）	環境基本条例制定
平成11年（1999年）3月	環境基本計画策定（5年後の中間見直しを明記）
平成17年（2005年）5月	環境基本計画（改定）策定
平成23年（2011年）2月	第2次環境基本計画策定
平成30年（2018年）3月	第3次環境基本計画策定
令和5年（2023年）3月	第3次環境基本計画（改定）策定

4. 第3次豊中市環境基本計画中間見直しの経過

1. 会議の開催状況

環境審議会等での審議・検討経過

(1) 第14期環境審議会

<令和4年度>

	日時	審議内容
第14期第1回 環境審議会	7月26日(火) 16:00~	◇会長・職務代理者の選任について ◇諮問 ◇令和4年度(2022年度)第14期環境審議会等のスケジュール ◇第3次豊中市環境基本計画の中間見直し ◇第3次豊中市環境基本計画の進行管理 ◇その他
第14期第2回 環境審議会	9月2日(金) 13:00~	◇第3次豊中市環境基本計画の中間見直し
第14期第3回 環境審議会	10月24日(月) 13:00~	◇第3次豊中市環境基本計画の中間見直し ◇第3次豊中市環境基本計画の進行管理 ◇その他
第14期第4回 環境審議会	12月26日(月) 10:00~	◇第3次豊中市環境基本計画の中間見直し ◇第3次豊中市環境基本計画の進行管理 ◇その他 ◇答申

(2) 環境委員会等

<令和4年度>

内 容	環境委員会	開催回数
◇環境基本計画の推進と進行管理について ◇第3次豊中市環境基本計画策定について	環境委員会(部長級)	4回
	環境委員会幹事会(課長級)	4回

2. 市民等による参画状況

市民意見等の反映に向けた経過

実施方法	実施時期
パブリックコメント	令和5年(2023年)1月23日から 令和5年(2023年)2月13日

3. 環境審議会委員名簿

第14期(令和4年(2022年)6月1日~令和6年(2024年)5月31日)			
選任区分	職名	名前	その他
学識経験者	富山大学 学術研究部 都市デザイン学系 准教授	猪井 博登	
	大阪公立大学 農学部 教授	加我 宏之	
	京都経済短期大学 経営情報学科 教授	小島 理沙	
	同志社大学 政策学部 准教授	小谷 真理	
	京都女子大学 現代社会学部 教授	諏訪 亜紀	
	近畿大学 総合社会学部 総合社会学科 環境・まちづくり系専攻 教授	田中 晃代◎	
	大阪産業大学 人間環境学研究科 デザイン工学部環境理工学科 生態学研究室 教授	前迫 ゆり〇	
	兵庫医科大学 医学部 公衆衛生学講座 講師	余田 佳子	
事業者委員	豊中青年会議所 監事	加納 栄二	
	豊中商工会議所 副会頭	山西 洋一	令和4年6月1日 ~令和4年10月31日
		井波 洋	令和5年1月10日 ~令和6年5月31日
公募委員 市民	市民公募委員	青木 幸生	
		山本 直子	
市民団体委員	連合大阪 北大阪地域協議会 豊中地区協議会 議長	重長 寿典	
	とよなか消費者協会 会長	熊本 英子	
	NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ21事務局長	廣田 学	

◎：環境審議会会長 ○：環境審議会会長代理

区分欄内の名前は、50音順に記載しています。

5. 諮問

令和4年（2022年）7月26日

豊中市環境審議会
会長

豊中市長 長内繁樹

諮問

豊中市環境基本条例第21条の規定に基づき、以下について、貴審議会の意見を求めます。

諮問事項

- 「第3次豊中市環境基本計画」の中間見直し
- 「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理

諮問の趣旨

本市では、平成30年（2018年）に第3次豊中市環境基本計画を策定し、各環境分野の取組みを進めてきました。さらに人々の行動様式とそれを支える社会経済活動の脱炭素化を進め、カーボンニュートラルを実現することや、循環型社会の形成に向けた食品ロス削減の推進など、環境分野における社会状況の変化を受け、各分野における計画の見直しや策定を行ってきました。

また、令和4年度（2022年度）は、第3次豊中市環境基本計画の計画期間の中間年度にあたることから第3次豊中市環境基本計画の進行管理に加え、計画の中間見直しを行うこととしましたので、貴審議会の意見を求めるものです。

6. 答申

令和5年（2023年）1月13日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市環境審議会
会長 田中 晃代

答 申

豊中市から、令和4年（2022年）7月26日付で豊中市環境審議会に
諮問のあった下記について、本審議会の意見を別紙のとおり取りま
とめましたので答申します。

記

1. 「第3次豊中市環境基本計画」の中間見直し
2. 「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理

7. 用語解説

あ行	
アスベスト	天然に産出する繊維状けい酸塩鉱物の総称。石綿(せきめん、いしわた)とも呼ばれる。耐久性や耐熱性があり、建築材料等に使用されてきたが、繊維を吸入することで肺がんを起こす可能性があることから、現在は原則として製造や使用が禁止されている。
アダプトシステム・アダプト制度	「アダプト」(英語)とは、「養子にする」という意味。道路や公園などの公共の場所をわが子のように慈しみ、愛情をもって面倒を見る＝清掃・美化する活動を行う仕組み。
違法簡易広告物追放推進団体制度(とよなか美はり番)	豊中市が行う違法屋外広告物の除却を地域団体等に委任し、地域に密着した市民・事業者の団体と行政のパートナーシップに基づき、美観向上と危害防止に障害となる違法な広告物を許さない地域環境づくりを推進している。平成 15 年度に創設。
雨水貯留・雨水利用	雨水を貯留し、トイレの洗浄水や植木の散水、洗車、防火用水等に有効利用する。上水道の節水や洪水などの災害防止などの効果が得られる。
エコドライブ	地球温暖化防止など、環境負荷の低減に配慮した自動車運転の方法。急発進、急加速をやめる、アイドリング禁止、タイヤの空気圧の適正化などを心がけるもの。
エコポイントチケット「とよか」	省エネにつながる活動をした方に配布する豊中市独自の地域通貨。市内で登録された指定店で、100ポイント=100円に換算し、ポイントに応じてサービスや商品と交換できる。
エコロジカル・ネットワーク	野生生物が生息・生育するさまざまな空間(森林、農地、都市内緑地、水辺、河川、海、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁など)がつながる生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、良好な景観や人と自然との触れ合いの場の提供、気候変動による環境変化への適応、都市環境・水環境の改善、国土の保全など多面的な機能の発揮が期待できる。
屋上緑化・壁面緑化	屋上緑化とは、建築物の屋上など、構造物上に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。壁面緑化は、建築物等の壁面をつる性植物などで覆う緑化のこと。緑化によって、ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー、大気浄化等の効果がある。
温室効果ガス	Greenhouse Gas, GHG とも表す。太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)のほか、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)を加えた 7 ガスが削減対象の温室効果ガスと定められている。
か行	
カーボンオフセット	日常生活や経済活動に伴う温室効果ガスの排出について、どうしても削減できない排出を他で埋め合わせる。埋め合わせの手法として、温室効果ガスの削減活動に投資することや、他の場所で削減された二酸化炭素削減量をクレジットという形で購入するなどの手段がある。
カーボンニュートラル	排出せざるを得ない温室効果ガスについて、同じ量を森林が吸収したり、人為的に除去したりすることで、排出量を実質ゼロにするという考え方。
環境影響評価(環境アセスメント)	「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、一定規模以上の開発行為等を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかについて、事業者が事前に調査、予測などをするとともに、環境を守るための対策を検討し、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度。
環境基準	環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められたもの。大気、水質、騒音について定めているが、振動については定められていない。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染について定められている。
環境配慮契約	「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(＝環境配慮契約法、平成 19 年 11 月 22 日施行)において、国や地方自治体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする仕組み。
環境配慮指針	環境基本条例の理念を実現するために、豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づいて、開発や建設・事業活動等に際して配慮する内容を示したもの。
環境マネジメントシステム	事業者が自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続きと、その管理・運用の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	Intergovernmental Panel on Climate Change の略。世界気象機関及び国連環境計画により、1988 年に設立された政府間組織。世界中の科学者の協力の下、定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を行っている。

気候変動枠組条約締約国会議(COP)	Conference of the Parties to the UNFCCC。COPは、各条約の締約国会議(Conference of the Parties)を意味する略称として用いられるが、平成9年(1997年)のいわゆる京都會議(COP3)以降、気候変動枠組条約締約国会議のことを一般的には指すことが多くなった。COPは条約の最高意思決定機関であり、気候変動枠組条約締約国会議は毎年行われる。
協働	まちづくりなどの事業において、市民・NPO・事業者・行政などの各主体が、目的を共有し、対等な立場で相互に理解を深めながら、それぞれの特性を活かして協力・連携して取り組むこと。
協働事業市民提案制度	市民公益活動団体などが、地域の課題を解決するために市と一緒に取り組みたい事業を市に提案する豊中市における制度。
景観形成協定	「豊中市都市景観条例」に基づき、一定の区域内の住民および土地所有者など利害関係人の多数に支持されることにより、「自主協定」を作り実行していく制度で、市が認定するもの。
景観重要建造物	「景観法」に基づき、歴史的または文化的に価値の高いと認められた建造物等の中で、市長が指定するもの。
景観法	都市等における良好な景観形成を促進するため、その基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における行為の制限等に所要の措置を講じる景観についての総合的な法律。
公園の愛護活動	公園・緑道において、地域住民等、企業、個人が自主的に清掃・美化活動等を行うことにより、良好な環境の保全と愛護精神の向上を図ることを目的とした市独自の制度。役割分担として市民等は月1回程度の清掃活動や花だんづくりを、市は活動に必要な用具等の提供などを行う。
光化学オキシダント	工場や自動車から排出される一次汚染物質が、太陽の紫外線照射を受けて光化学反応を起こすことによって生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたもの。光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への影響などのほか、農作物などへの影響も報告されている。
さ行	
再生可能エネルギー	「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と定義されている。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが指定されている。
サプライチェーン	製品の原材料や部品の調達から、販売に至るまでの一連の流れのこと。
事業系ごみ	事業活動により発生したすべてのごみのことで、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに分類される。
事業系ごみ減量マニュアル	平成30年(2018年)策定の「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」において、「令和9年(2027年度)までに、事業系ごみの排出量を約5千t削減する」目標に基づき、ごみ減量の進め方や廃棄物の適正処理など、事業者が目標への取組みに活用できる情報が掲載されているもの。
自主管理協定制度	公園・緑道において、これまでの行政主体の管理運営から、地域住民と行政の役割分担を明確にした協定を地域住民団体と結び、公園などの管理運営を地域住民と行政が協働で行う制度。 地域住民と市が協働とパートナーシップで連携を図りながら、地域住民が主体となって公園・緑道の良好な環境の保全と地域コミュニティの再生、愛護精神の向上を図ることを目的としている。役割分担として地域住民は5名以上の団体で月2回以上の清掃活動等を行い、市は公園施設の修理、改修等を行う。
市民公益活動推進助成金制度	地域社会の課題に取り組む団体が自律的・継続的に発展していくための支援として、その活動に必要な事業費の一部を助成する豊中市における制度。
集団回収	市内の自治会・婦人会・子ども会・老人会・PTA・管理組合など営利目的でない団体が事前に登録し、地域で再生資源(新聞、布類、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、アルミ缶、スチール缶)を回収するしくみで、回収量に応じた報奨金を受け取ることができる。
循環型社会	ごみをなるべく出さずに、物質資源の再使用や廃棄物の再利用で、天然資源の消費量を減らし、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後めざすべき社会像として、平成12年(2000年)に「循環型社会形成推進基本法」が制定された。
省エネルギー(省エネ)	使用するエネルギーをより少なくして、同じ効果を得ること。昭和54年(1979年)に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」略称「省エネ法」が定められており、その中で「エネルギーを使用する者は、～中略～エネルギーの使用の合理化に努めなければならない」とあり、エネルギーを使用する事業者に省エネに取り組むことを求めるとともに、国民の理解と協力を求めている。
省エネ診断	豊中市では家庭向けと事業所向けの2種類の省エネ診断を実施している。専門家が家庭や事業所を訪問し、機器の使用状況等を診断し、省エネルギーのためのアドバイスを行う。
食品ロス	食品廃棄物のうち、食べ残しや賞味期限切れに伴い廃棄されたものなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられているもの。

人工排熱	空調など建物に起因して発生する建物排熱、自動車の走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱など、都市のエネルギー消費等に伴って環境に排出される人工的な排熱のこと。
生産緑地地区	市街化区域内にある農地などで、都市環境の保全に役立つなど、一定の要件に該当する一団の区域を都市計画に定めた地区で、適正な管理が義務付けられ、農地以外での使用を制限されている一方で、税制上の優遇措置などが適用される。
生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、これらの生命は一つひとつに個性があり、直接または間接的に支え合って生きている。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性がある。
生物多様性国家戦略	「生物多様性条約」および「生物多様性基本法」に基づく、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する国の基本的な計画。日本および関連アジア諸国の自然環境や生物多様性の現状をふまえた国家レベルの施策が示されている。
生物多様性地域戦略	「生物多様性基本法」に基づき、都道府県および市町村が、単独または共同で定めることができる、当該都道府県または市町村の区域内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多様性国家戦略を基本としつつ、地域の実情に合わせた生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた施策が示されている。
ゼロエミッション自動車	走行時に排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)及びプラグイン・ハイブリッド自動車(PHV)をいう。Zero Emission Vehicle(ZEV)ともいう。
た行	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農業の不純物、PCB製品等が指摘されている。
太陽光発電システム	太陽の光エネルギーを直接電気に変換するシステムのこと。発電時に地球温暖化の原因となるCO ₂ を発生しないクリーンなシステム。昼間発電した電力で家の電気を賄い、余った電力は、電力会社に売ることができ、雨の日などの発電量が足りない時や、夜間は従来通り購入できる。
太陽熱利用システム	再生可能エネルギーのひとつで、太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステム。集熱器とお湯を貯める部分がそれぞれ機器として完全に分離しているソーラーシステムと、集熱器とお湯を貯める部分が一体の機器である太陽熱温水器に大別される。太陽エネルギーの変換効率という点では、太陽光発電システムよりも優れる。
脱炭素社会	温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量が均衡し、実質ゼロとなる「カーボンニュートラル」を実現する社会。
地球温暖化	石油・石炭等の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。
提案公募型委託制度	行政課題を解決するために、市が課題を提示して市民公益活動団体等から広く企画提案を募る豊中市における制度。
低公害車	電気自動車、燃料電池自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車および低燃費かつ低排出ガス認定車をいう。
低炭素社会	地球温暖化の原因とされる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑制し、究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめるため、産業・行政・市民生活などあらゆる部門において、二酸化炭素の排出を最小限にするための取組みを進めていく社会のこと。
透水性舗装	雨水を多孔質な表層から路盤、路床に透水保水させる舗装のこと。雨天時の歩行快適性の向上、地下水の涵養のほか、間隙水の蒸散による路面温度上昇の緩和等の効果がある。
特定外来生物	海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物の内、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定されたもの。生きているものに限り(卵、種子、器官などを含む。)、外来生物法により、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制されている。
都市景観形成建築物	豊中市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上保存する価値がある重要なものとして指定された建築物。
都市景観形成推進地区	地区の景観を守り、つくり、活かすため、地区の特性に応じて区域および方針並びに行為の制限を豊中市が定めた地区。住民や事業者などの発意により案となるべき事項を市に申し出ることができる。
とよびー(豊肥)	豊中市の小学校の給食から排出される生ごみと街路樹などの剪定(せんてい)枝を緑と食品のリサイクルプラザで堆肥(たいひ)化し、できあがった豊中市独自の土壌改良材のこと。出来上がったとよびーは市民の手によって一般や環境学習に配布され、これを使って育てた野菜が学校給食の食材の一部として提供され、食の循環の輪が形成されている。

豊中アジェンダ21	市民・事業者・行政が「協働」と「パートナーシップ」により推進する行動計画で、豊中市における「ローカルアジェンダ21」に位置づけられている。行政計画である「豊中市環境基本計画」と両輪のように環境への取組みを進めるための計画で、平成11年(1999年)3月に策定された。平成30年(2018年)に策定された第3次計画は、令和5年(2023年)に改定を予定している。
豊中市一般廃棄物処理基本計画	「廃棄物処理法」および「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、循環型社会の構築に向けて豊中市が取り組む基本施策と、市民・事業者・行政が取り組むべき基本方向を定めた計画。第4次計画は平成30年(2018年)に策定し、「協働で取り組む循環型社会の構築」を基本理念として定め、減量目標として、令和9年度(2027年度)に平成28年度(2016年度)実績より焼却処理量を8%削減させ、大阪府内自治体の上位水準を上回ることを掲げた。
豊中市環境審議会	学識経験者・市民・事業者・市民団体などで構成されており、環境基本計画に関することや、環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議する市長の附属機関である。
第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)～とよなか・ゼロカーボンプラン～	平成30年(2018年)3月に策定した「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ・マイナス70プラン)」を見直し、令和4年(2022年)3月に策定。市民1人あたり温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)比で令和9年度(2027年度)までに38.3%削減、令和32年度(2050年度)までに実質ゼロにする目標を設定。
豊中市都市景観形成マスタープラン	「豊中市都市景観条例」および「景観法」に基づき、豊中市の長期的な都市景観形成の方向性を示し、都市景観形成全般にわたる総合的な計画。
豊中市都市景観条例	都市景観形成に係る基本的な事項を定め、都市景観の形成に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、市域の良好な都市景観の形成を図るための条例。
豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	豊中市の人口の現状分析を行い、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したものの。
豊中市みどりの基本計画	平成11年(1999年)5月に策定された「都市緑地法」に基づく、市の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画。平成27年度(2015年度)から3ヶ年かけて見直しが行われ、平成29年度(2017年度)に、第2次豊中市みどりの基本計画が策定されている。
とよなか市民環境会議	豊中市において平成8年(1996年)に、市民・NPO・事業者・行政が互いに協力し、地球環境を守るために発足した、市長を会長とするパートナーシップ組織であり、平成28年(2016年)に20周年を迎えた。平成19年度(2007年度)に、市域で積極的に環境活動に取り組む市民団体や事業者を表彰する「とよなかエコ市民賞」を創設したほか、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」を策定している。
な行	
ナッジ	「nudge: そっと後押しする」という意味で、行動科学の理論に基づき、人々が自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法のこと。例えば、省エネ家電に「店長おすすめ」と表示するなど、ちょっとしたきっかけを与えることで、消費者に行動を促すといった手法がある。
熱帯夜	夕方から翌日の朝までの最低気温が摂氏25℃以上になる夜のこと。このような日は夜間でも非常に暑くて寝苦しいので、暑さを表す指標として用いられている。
は行	
パートナーシップ	市民・NPO・事業者・行政などが、自分たちの役割や責務を自覚することを通じて築いていく、協力関係のこと。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。種類は多岐に渡り、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物などの廃棄物系のもの、稲わら・麦わら・もみ殻・林地残材などの未利用のもの、資源作物(さとうきびやトウモロコシなどエネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)がある。
バスロケーションシステム	インターネットや携帯電話などを通じて、利用者に対して路線バス・高速バスの運行状況やバス停への接近情報などを表示・提供することにより、バス利用の利便性の向上を図るシステム。
ヒートアイランド(現象)	都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調排熱、コンクリートとアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象。緑地、水面の減少による蒸散効果の減少も要因の一つ。等温線が島状になることからこの名前がついている。
ピオトープ	ドイツ語の生物を意味する bio と場所を意味する top の合成語で、野生生物が共存共生できる生態系を持った場所。近年では、都市その他の地域の植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる生物生息空間を保全、創出または復元した場所としてとらえられるようになってきている。
フィフティ・フィフティ制度	元々はドイツで始まった環境教育の制度で、豊中市では「市立小学校・中学校の学校施設における光熱水費削減分還元制度」として実施。児童・生徒や教職員が協力して省エネ活動を行い、過去3年間の高熱水費と比較し、削減額の半額を翌年度に還元するしくみ。学校の活動は、平成29年度をもって終了しました。

風致保安林	森林法に基づき、名所または旧跡の風致の保存を目的として国又は都道府県によって指定された森林。
ま行	
マイバッグ	家庭から出るごみの発生抑制や省資源を目的に持参する買い物袋。
見える化モニター	電気の使用量を確認できる機器。
みどり率	樹林・樹木、草地、農地、水面(河川・水路やため池)、屋上緑化の面積の合計が市域全体の面積に占める割合。豊中市が独自に設定した指標。
ら行	
リデュース、リユース、リサイクル	「3R」ともいう。リデュースは「発生抑制」、リユースは「再使用」、リサイクルは「再生利用」のこと。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。平成12年(2000年)に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース(2)リユース(3)リサイクルとし、さらに(4)熱回収(サーマルリサイクル)(5)廃棄物の適正処理としている。
緑地協定	都市緑地法に基づき、地域の良好な環境を確保するため、土地所有者などの全員の合意により、市長の認可を受けて緑地保全または緑化に関する協定が結ばれる制度。
緑被率	樹林地、農地、公園緑地などみどりで覆われた土地(緑被地)の面積を、地域の行政面積で除した割合。豊中市では、樹林・樹木に覆われた土地の面積の合計が市域全体の面積に占める割合を緑被率と定義している。
わ行	
ワークショップ	さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめていく場。
数字・アルファベット	
30by30	国において策定する次期の生物多様性国家戦略において、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全とする数値目標。
3E+S	エネルギー政策の考え方で、安全性(Safety)を大前提とし、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時達成することをめざすもの。
NPO	「Nonprofit Organization(ノンプロフィット・オーガニゼーション)」の略で、日本語では「民間非営利活動組織」と呼ばれている。平成10年(1998年)にはNPO法(特定非営利活動促進法)ができ、法人として認められるようになった。活動分野は「福祉・保健」「教育」「環境」「文化」「人権」「国際協力」「消費」など。
NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21	平成8年(1996年)に発足した「とよなか市民環境会議」のワーキンググループから「とよなか市民環境会議アジェンダ21」として自立し、平成15年(2003年)にNPO法人格を取得した組織。
OECM	Other Effective area-based Conservation Measures の略。法令によって自然が守られる保護地域だけではなく、人々の生業や自発的な取り組みによって自然が守られており、生物多様性保全に資する地域。環境省において、認定制度を検討中(2022年9月現在)。
PDCAサイクル	計画(Plan)を立てて、実施(Do)した結果を、点検(Check)し、見直す(Act)、継続的改善を目的とした仕組み。
PM2.5(微小粒子状物質)	大気中に浮遊している2.5 μ m以下の小さな粒子。肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系および循環器系への影響が懸念されている。
SDGs	国連の「持続可能な開発サミット」(2015年9月)で採択された17のゴールと169のターゲットからなる開発目標のこと。それまでの開発目標には含まれていなかった平和や暴力等の課題、格差の拡大や環境問題等にも取り組む包括的なもの。各目標は密接に関連しており、経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発をめざしている。
SDGs 未来都市	地方公共団体によるSDGsの取り組みをさらに推進していくため、モデルとなる先進都市を「SDGs 未来都市」として内閣府が選定するもの。SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面の統合的取組による相乗効果、新しい価値の創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域が選定される。
ZEH(ゼッチ)・ZEB(ゼブ)	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。建物の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅や建物のこと。

作成 令和5年(2023年)3月
編集 環境政策課



豊中市とは

面積 36.6 km²

地形 北東の千里山丘陵(海拔134m)から、
中央の台地、西・南の低地(海拔0m~)へと、
南へ向かってなだらかに傾斜した地形

人口 約40万人

人口密度 109.2人/ha

世帯数 約18万世帯

1世帯あたり人員 2.27人

高齢人口割合 26.2%

年少人口割合 13.7%

事業所数 約1万3,000

※第3次産業が8割以上
(約1万1,000(84%))